

令和4年度 建設業関係説明会 次 第

1	建設リサイクル法について……………	1
2	建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策について……………	3
3	令和4年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について……………	5
4	令和3年10月の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について……………	3 6
5	業務を円滑に進めるための入札契約制度等の取組について……………	4 0
6	土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について……………	5 0
7	施工体制点検等について……………	5 1
8	優良建設工事等表彰における令和5年度表彰の要件について……………	5 2
9	工事及び業務に係る生産性向上に資する取組について……………	5 7
1 0	広島県長寿命化技術活用制度に係る技術の登録について……………	5 9
1 1	広島県建設分野の革新技术活用制度について……………	6 0
1 2	建設発生土の処分及び処理土の利用について……………	6 1
1 3	建設業者等に対する雇用助成関係事業について……………	6 4
1 4	広島県アダプト制度について……………	6 7

建設リサイクル法について

建設リサイクル法について

1 経緯

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成14年5月30日から全面施行され、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施が義務化されました。

また、建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物やその他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられています。

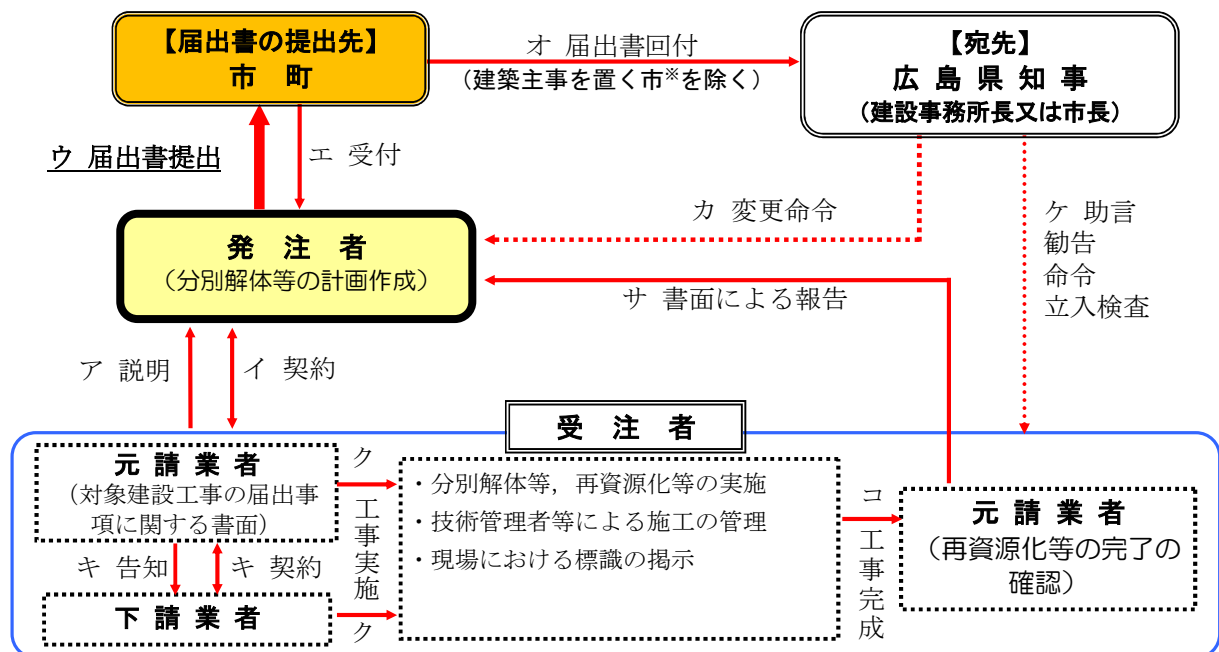
2 特定建設資材

①コンクリート（コンクリート及び鉄から成る建設資材を含む） ②木材 ③アスファルトコンクリート

3 対象建設工事

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体工事	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負金額 1億円以上（税込）
建築物以外の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上（税込）

4 広島県における「建設リサイクル法」に係る届出の流れ（フロー図）



※建築主事を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部

5 届出書の宛先（ただし、届出書の提出先は各市町）

工事の種類	工事場所	三次市	左記以外の市町
建築物の解体	広島市、廿日市市、呉市、三原市 尾道市、福山市、東広島市	建設事務所長 (小規模住宅等*に限り三次市長)	建設事務所長
建築物の解体以外 (新築・増築・修繕・模様替 その他の工作物工事等)	特定行政庁の長 (上記の市長)	建設事務所長	建設事務所長

※ 建築基準法第6条第1項第4号に掲げる戸建て住宅等の建築物（その建築物に関して都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）

6 届出様式の一部変更

平成 28 年 6 月 1 日以降、広島県独自に、石綿・フロン等の事前調査及び事前措置の状況を詳細に記載する様式を定めて使用しておりましたが、令和 3 年の省令様式改正により、石綿等に関する記載欄が追加されたため、令和 3 年 4 月 1 日以降は、省令様式を使用する扱いとしております。

また、届出書・委任状等への押印を不要としております。

詳しくは、広島県HP（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>）
をご確認ください。

対象建設工事の施主の皆様へ

令和3年4月1日から

「建設リサイクル法に係る対象建設工事の届出」の様式の一部が新しくなりました

省令様式に、石綿・フロン等の事前調査及び事前措置の状況などについて記載する欄が追加されたため、省令様式を使用する扱いとしております。

【様式への記載例】（赤字が省令様式による変更があった箇所です）

様式第 1 号

(様式第一号) **記入例**

届出書

届出の日の目付 令和〇年〇月〇日

届出者又は自主施工者の氏名(法人にあつては法人名又は名称及び代表者の氏名) **広島 太郎** (個人) 印鑑 押印不要

住所 **広島県広島市〇〇区〇〇-〇〇**
(郵便番号 **730-xxxx**) 電話番号 **082-xxxx-xxxx**
(転居予定先) (住所 **広島県広島市〇〇区〇〇-〇〇**) (郵便番号 **730-xxxx**) 電話番号 **082-xxxx-xxxx**
住所 **広島県広島市△△区△△-△△**

建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記 町名、大字・市名、区、地名に當るものを記載すること(地名・番は代表とする)

個人の場合は、本人の住所(転居する場合は転居先を併記)とする。法人の場合は主たる営業所の所在地とする。

1. 工事の概要
①工事の名称 ☐住宅解体工事
②工事の場所 **広島県広島市〇〇区xx-x-x**
③工事の種類及び規模
建築物に係る解体工事 用途 **居住用**、階数 **2**、工事対象床面積の合計 **100** ㎡
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積の合計 ㎡
建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 階数 請負代金 万円
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円
注 請負・自主施工の ☒請負 ☐自主施工 該箇の□にチェックマークをすること

2. 元請業者(請負契約にあつては自ら施工する場合は記載不要) **〇〇〇〇〇〇〇〇 RKKK 〇〇**
代表者(法人にあつては法人名又は名称及び代表者の氏名) (郵便番号 **730-xxxx**) 電話番号 **082-000-0000**
住所 **広島県広島市xx区〇〇-〇〇 (現建設事務所) 広島県広島市xx区xx-x-x**
許可番号(建築番号) **〇〇〇〇〇〇〇〇**
建設業の種別 ☐土木建築 ☐電気工事 ☐建築士事務所(建設業の種別を併記する) (住所、郵便番号、電話番号を併記する)

3. 対象建築物(元請業者から法律第10条第1項の規定による説明を受けた年月日(請負契約にあつては自ら施工する場合は記載不要))
令和〇年〇月〇日 元請業者が、対象建築物の計画の作成(建築士事務所)に同意し、建築士事務所等について、説明を受けた日(記入)

4. 分別解体等の計画等
建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。

5. 工程の概要
別表のとおり (工事着手予定日 令和〇年〇月〇日 (予定日付を記入) 令和〇年〇月〇日 (予定日付を記入))
(「できるだけ詳細に、数量を明示すること。記載できないときは、「別表のとおり」と記載し、別表を添付すること。」)
(参考)
1. □には、該当箇所に「×」を付す。
2. 転居先は、対象建築物(工事)に係る建築物等の設計又は図説を示す明確な真の住所とする。
申請受付番号

(A4)

別表 1

別表1

記入例 ※本表の場合

分別解体等の計画等

(A4)

建築物に係る解体工事

建築物の構造	建築物の状況	建築物に関する調査の結果	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
☒ 木造 ☒ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨コンクリート造 ☒ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()	築年数 30 年、棟数 1 棟 その他()	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 1 m その他()	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
建築物に関する調査の結果 周辺状況 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 1 m その他()	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐
建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐
建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐
建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐
建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐
建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐
建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐
建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他() 隣地の使用可否 ☐	建築物に関する調査の結果 作業場所 作業時間			

様式に関するお問合せ先（各建設事務所の建築課と技術企画課）は、次のとおりです。

西部建設事務所：(082) 250-8158、東部建設事務所：(084) 921-1311、北部建設事務所：(0824) 63-5181、技術企画課：(082) 513-3853

↓広島県ホームページでも変更の内容を確認できます↓

(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>)

**建築物等の解体等工事における
石綿の飛散防止対策について**

大気汚染防止法が改正され，令和3年4月から 石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

規制対象建材の拡大等

- ✓ 全ての石綿含有建材に規制対象が拡大※¹されました。
- ✓ 令和4年4月から事前調査結果の知事・市長への報告が義務付けられます。

 **石綿含有成形板等が新たに規制対象となりました。**

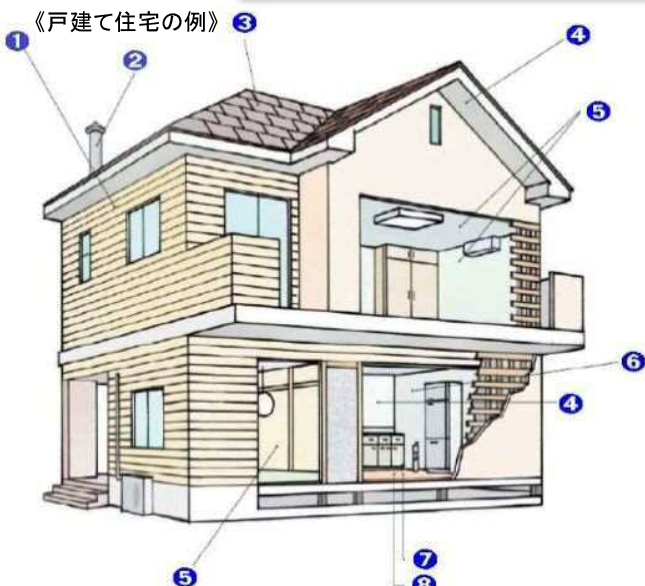
石綿含有スレートボード



石綿含有ロックウール 吸音板（写真はリブ付き）



《戸建て住宅の例》

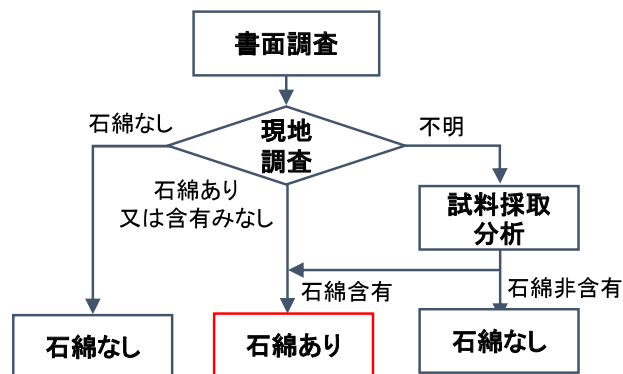


- 1 石綿含有窯業系サイディング
石綿含有建材複合金属系サイディング
- 2 石綿セメント円筒
- 3 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
石綿含有ルーフィング
- 4 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 5 石綿含有石こうボード
- 6 石綿含有壁紙
- 7 石綿含有ビニル床タイル
- 8 石綿含有ビニル床シート

出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されました。
（書面調査，目視調査及び分析調査）



- ✓ 建築物では，「必要な知識を有する者※²」による事前調査の実施が義務付けられます。
（施行：令和5年10月～）
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し，
一定期間保存※³することが義務付けられました。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※⁴」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存※⁵が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

事前調査結果の報告

- ✓ 一定規模以上の建築物等について，石綿含有建材の有無にかかわらず，元請業者又は自主施工者が事前調査結果を県等※⁶へ報告することが義務付けられます。（施行：令和4年4月～）

＜事前調査の結果報告が必要な工事＞

- ① 床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 作業の請負代金の合計額が100万円以上の建築物の改造、又は補修工事
- ③ 作業の請負代金の合計額が100万円以上の対象工作物の解体、改造、又は補修工事

- ※1 石綿含有成形板等。石綿含有仕上塗材に係る工事については，作業実施の届出の対象から除外。
- ※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※3 解体等工事終了後3年間保存
- ※4 石綿作業主任者及び※2の事前調査の必要な知見を有する者
- ※5 解体等工事終了後3年間保存
- ※6 県，大気汚染防止法の政令市など。

事前調査結果
報告システム



事前調査結果・作業の掲示板

掲示板の大きさが規定され、記載内容が追加されました。

42.0cm以上

42.0cm以上

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、縦・横はどちらでも可。

事前調査掲示イメージ図 石綿(アスベスト)の事前調査結果	作業内容等の掲示イメージ図 建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ
調査の方法 書面調査・現地目視調査 (実施者:) 分析調査(実施者:) 事前調査の結果 吹付け石綿 石綿含有保温材 石綿含有成形板等(みなし) 調査終了年月日 ●年●月●日 元請業者(自主施工者) (株)○○○○	届出先 ○○労働基準監督署 ○○県 届出年月日 ●年●月●日 特定粉じん排出等 ●年●月●日～●年●月●日 作業の実施期間 作業の方法 除去・囲い込み・封じ込め 集じん・排気装置の機種・型式・台数 排気能力・使用するフィルタの種類 使用する資材及び種類、排出又は飛散の抑制方法・・・・ 発注者 株式会社○○○○ 元請業者 株式会社○○○○

29.7cm以上

掲示について

・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿障害予防規則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置することが必要です)。

石綿含有成形板等の作業基準

作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。 (1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(②①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有成形板等	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1 同等以上の効果を有する措置例: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化: 薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

☆ その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状態に応じて養生を行うことが望ましい。

●詳細は、次のウェブサイトをご覧ください。

・環境省 https://www.env.go.jp/air/post_48.html

・広島県 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

(事前調査の報告について) <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

●お問い合わせ先

工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111(代表)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400(代表)
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311(代表)
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398
東広島市	東広島市環境先進都市推進課	082-420-0928

このチラシや県ウェブサイトへの御意見は、広島県環境保全課(電話番号:082-513-2920)まで

環境省 大防法改正

広島県 大防法改正

スマートフォンから
アクセスできます



環境省



広島県

令和4年度の建設工事等に係る
入札・契約制度の改正について

令和4年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事に係る改正

- 1 **予定価格の事後公表の拡大**【令和4年6月～】 (P7)
建設工事に係る予定価格を事後公表する対象工事を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争を促進する。
- 2 **週休2日モデル工事等の改正**【令和4年6月～】 (P8)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 3 **快適トイレモデル工事の改正**【令和4年6月～】 (P10)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。
- 4 **ICT活用工事の拡大**【令和4年6月～】 (P11)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、ICT活用工事の適用工種の拡大、「受注者希望型」の導入、簡易型ICT活用工事の導入を行う。
- 5 **建設工事に係る総合評価落札方式の改正**【令和4年6月～】 (P13)
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達の一層の推進を図る。
- 6 **低入札価格調査制度の強化**【令和4年6月～】 (P20)
透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。
- 7 **建設キャリアアップシステム活用推奨工事の導入**【令和4年6月～】 (P21)
技能労働者の確保・育成と処遇の改善の促進に向け、建設キャリアアップシステムについて、活用を条件とした入札を行う。
- 8 **工事成績条件付き一般競争入札の改正**【令和4年6月～】 (P22)
広島県土木建築局が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。
- 9 **優良建設工事等表彰制度の改正**【令和4年6月～】 (P23)
県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、要件項目を変更する。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 10 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和4年6月～】 (P24)
総合評価落札方式の評価項目等について、総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 11 **管理技術者の兼務制限の緩和**【令和4年6月～】 (P26)
測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に、管理技術者の兼務制限を緩和する。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 12 **C I M推進モデル業務の試行拡大及びC I M活用工事の開始**【令和4年6月～】 (P27)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の生産性向上を図るため、C I Mモデル工事を導入する。
- 13 **契約締結手続き期間の見直し**【令和4年6月～】 (P28)
建設工事の入札契約の円滑化を図るため、契約手続き期間の5日間について、休日を除く取扱いとする。
- 14 **工事（業務）費内訳書の改正**【令和4年6月～】 (P29)
電子入札システムを利用した入札参加資格者に対し、提出書類の内容を簡略化し分かりやすい仕組みに改善を図る。

入札参加資格認定等に係る改正

- 15 **令和5・6年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P34)
令和5年度及び令和6年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格認定に係る主観的事項の追加等を行う。
- 16 **令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P35)
令和5年度及び令和6年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格認定に係る主観的事項の追加等を行う。

1 予定価格の事後公表の拡大について

1 趣旨

建設工事に係る予定価格を事後公表する対象を拡大することとし、建設工事におけるより適正な競争を促進する。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1.5億円以上	・土木一式工事 ・建築一式工事	1.5億円以上	・土木一式工事 ・建築一式工事 ・ <u>プレストレストコンクリート工事</u> ・ <u>電気工事</u> ・ <u>管工事</u>
5億円以上	・上記以外		・ <u>機械器具設置工事</u> ・ <u>電気通信工事</u>
		5億円以上	・上記以外

3 今後の予定

次年度以降、対象工事を拡大

4 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

2 週休2日モデル工事等について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

2 内容

(1) 土木建築局（営繕課を除く）

ア 「週休2日モデル工事」の発注者指定型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事，又は，工期が短く，対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は，原則，発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施する。

イ 「週休2日交替制モデル工事」の推進

「週休2日モデル工事」での発注が困難な工事は，技術者や技能労働者ごとに週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」を受注者希望型で実施する。

(2) 土木建築局（営繕課）

土木建築局営繕課における「週休2日モデル工事」の導入

新築工事については，原則，発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施し，新築工事以外は，受注者希望型の「週休2日モデル工事」として実施する。

(3) 農林水産局

「週休2日モデル工事」に係る受注者希望型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事，又は，工期が短く，対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は，受注者希望型の「週休2日モデル工事」として実施する。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

2（2）については，令和4年4月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

【参考】

※下線部は、令和4年度改正箇所

	週休2日モデル工事	週休2日交替制モデル工事
週休2日の考え方	工期内の対象期間において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。 ※現場閉所が困難な工事はモデル工事の対象外 ※現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日	工期内の対象期間において、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日率の平均が週休2日相当であったと認められること。 ※休日率(%)＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間※は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず現場を一時中止する期間 ※土木工事標準積算基準書（参考資料編）に記載の後片付け日数以上を確保すること	

「週休2日モデル工事」の補正係数（R3.6～）		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
機械経費（賃料） 1.01	機械経費（賃料） 1.03	機械経費（賃料） 1.04
共通仮設費 1.02	共通仮設費 1.03	共通仮設費 1.04
現場管理費 1.03	現場管理費 1.04	現場管理費 1.06

「週休2日交替制モデル工事」の補正係数（R3.6～）		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
現場管理費 1.01	現場管理費 1.02	現場管理費 1.03

※補正係数については、令和4年8月に改正予定

3 快適トイレモデル工事について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。

2 内容

(1) 土木建築局

ア 発注者指定型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）は、発注者指定型として原則実施する。

イ 受注者希望型の適用拡大

発注者指定型を除く工事（災害復旧工事を除く）は、受注者希望型として実施する。

(2) 農林水産局

受注者希望型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）は、受注者希望型として原則実施する。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

【参考】快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座 イ 水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付きを含む） ウ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能） エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） オ 照明設備（電源がなくても良いもの） カ 衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能（耐荷重5kg 以上）	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ケ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） コ 鏡付きの洗面台 サ 便座除菌シート等の衛生用品
	(3) 推奨する仕様，付属品
	シ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

※「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は，現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

4 ICT活用工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 対象工事の拡大

一定規模以上の土工及び舗装工は、発注者指定型、受注者希望型に加え、新たに導入する発注者指定（簡易）型の何れかで発注する（次の図を参考に発注型式を選定）。

なお、令和5年度以降は、順次、発注者指定型の拡大を行い、更なるICT活用工事の拡大を図る。

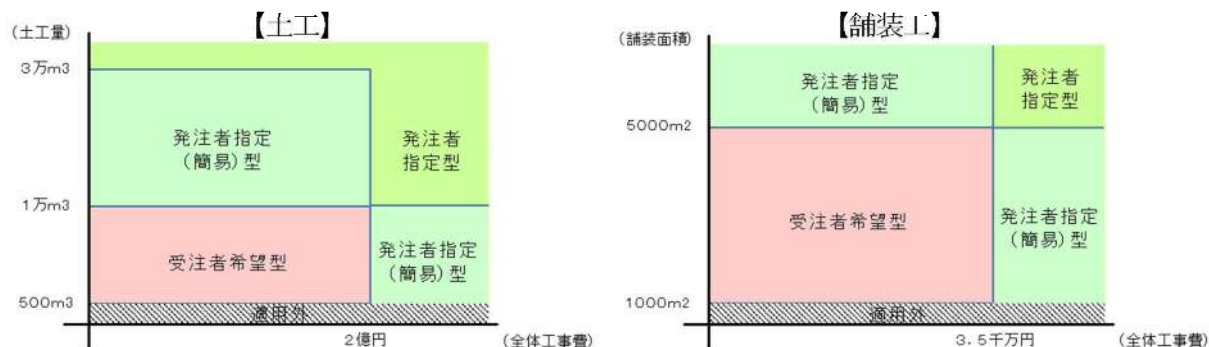


図 発注型式イメージ

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、部分的にICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須。
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須。 契約後、ICT活用工事に変更することも可能。
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能。

(2) 適用工種の拡大

土工及び舗装工に加え、適用工種を次のとおり追加する。

また、関連工種となる作業土工（床掘）等も受注者からの提案（協議）により実施することを可能とする。

令和4年6月から開始する適用工種
法面工、舗装修繕工（切削オーバーレイ工）、地盤改良工、河川浚渫工（バックホウ浚渫船による浚渫工）、構造物工（橋台、RC橋脚工）

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

農林水産局におけるＩＣＴ活用工事の試行について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、広島県農林水産局においても「ＩＣＴ活用工事」の試行を開始し、労働力不足の解消や限りある人材の有効活用を図るとともに、建設現場の生産性向上と魅力ある建設現場を目指す。

2 内容

施工プロセスの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用する「ＩＣＴ活用工事」と、部分的にＩＣＴ施工技術を活用する「簡易型ＩＣＴ活用工事」を導入する。

3 対象工事

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和4年8月1日以降に公告する工事から実施

ＩＣＴ活用工事とは	簡易型ＩＣＴ活用工事とは
次の（１）～（５）の <u>全ての段階</u> でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。 （１） ３次元起工測量 （２） ３次元設計データ作成 （３） ＩＣＴ建設機械による施工 （４） ３次元出来形管理等の施工管理 （５） ３次元データの納品 【必須】	次の（１）～（５）のうち、 <u>部分的に</u> ＩＣＴ施工技術を活用した工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。 （２）、（４）及び（５）の実施は必須とし、（１）及び（３）の実施は任意とする。 （１） ３次元起工測量【任意】 （２） ３次元設計データ作成【必須】 （３） ＩＣＴ建設機械による施工【任意】 （４） ３次元出来形管理等の施工管理【必須】 （５） ３次元データの納品【必須】

※ＩＣＴ（Information and Communication Technology）は「情報通信技術」の略

（対象部局：農林水産局）

5 建設工事に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」，「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて，総合評価落札方式の評価項目について，生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し，価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 企業の施工能力「ICT活用工事の施工実績」の追加

建設現場の生産性の向上を目指し，ICT活用工事の普及拡大を図るため，これまでの「情報化施工技術の活用」に代わり，過去2年間に完成した公共工事等が発注した工事で，「ICT活用工事の施工実績」がある者を加點評価する。

当該工事をICT活用工事（ICT法面工は除く）で発注する工事を評価対象として設定するものとし，実績として評価する工事は，当該工事と同じ業種で発注されたICT活用工事又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事を含む）とする。

令和4年6月1日以降に公告する工事		
ICT活用工事の施工実績	ICT活用工事の施工実績あり	1.0点
	簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事を含む）の施工実績あり	0.5点
	施工実績なし	0.0点

ICT活用工事とは	簡易型ICT活用工事とは
次の(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。	次の(1)～(5)のうち，(1)及び(3)の実施を選択することができ，ICT施工技術を部分的に活用することを簡易型ICT活用工事とする。
(1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品 } 【必須】	(1) 3次元起工測量【選択】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【選択】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

(対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），商工労働局，企業局)

(2) 配置予定技術者の能力「優秀技術者の表彰」における若手優秀技術者表彰の追加

若手技術者の確保、育成を図るため、これまでの「優秀技術者の被表彰者」に加え、「若手優秀技術者の被表彰者」を加点评価する。

「若手優秀技術者の被表彰者」を評価項目とする対象工事は、土木一式工事とする。

令和4年6月1日以降に公告する工事		
主任（監理）技術者が優秀技術者又は若手優秀技術者の被表彰者に該当	優秀技術者の被表彰者に該当	1.0 点
	若手優秀技術者の被表彰者に該当（土木一式工事のみ選択）	0.5 点
	該当なし	0.0 点

「優秀技術者・若手優秀技術者の表彰」の評価対象年度

優秀技術者	公告日	R3. 9. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
	対象年度	令和元， 2， 3 年度表彰	令和3， 4 年度表彰
若手優秀技術者	公告日	R4. 6. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
	対象年度	令和3 年度表彰	令和3・4 年度表彰

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），商工労働局，企業局）

(3) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の適用拡大

技能労働者の確保・育成と処遇改善に向け、設計金額に関わらず、建設キャリアアップシステムを当該現場で活用する者を加点评価する。

「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。

令和3年6月1日以降に公告する工事		
建設キャリアアップシステムの活用	活用する	1.0 点
	活用しない	0.0 点

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

(4) 地域貢献「広島県公共土木施設災害支援制度に基づく活動実績の有無」の削除

広島県公共土木施設災害支援制度の廃止に伴い、評価項目から削除する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，企業局）

(5) 施工体制評価の対象工事の変更

設計金額5億円以上の工事は、低入札価格調査の強化及び工事中の施工体制等の確認によりダンピング対策を講じることに伴い、評価項目から削除する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

3 評価方法の改正点

- (1) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」、配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における評価対象期間の変更

令和3年度に引き続き、評価対象期間を1年延長する。

例 企業の施工能力「工事成績3件の平均点」の評価対象期間

公告日	R3. 4. 1～R4. 3. 31	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成28年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	平成29年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	令和元年4月1日から 公告日の前日まで (4年)

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

- (2) 配置技術者の能力「継続教育（CPD）」における評価対象年度の変更

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により，継続教育（CPD）の単位取得が困難であったことから，令和3年度に引き続き，評価対象年度を1年延長する。

例 配置技術者の能力「継続教育（CPD）」の評価対象期間

公告日	R3. 4. 1～R4. 3. 31	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年)	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで (3年)

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

4 その他

(1) 技術提案に係る概算工事費（増加分）の根拠資料の提出

技術提案の履行の確実性を担保するため、技術提案に係る概算工事費（増加分）について、その工事費の内訳を技術提案書に記載することとする。

（技術提案書）

■品質に関する課題	〇〇〇について					
提案は下表にて作成すること。						
No.	評価の視点 (提案目的)	提案項目	提案内容	標準案との相違点	概算工事費 (増加分) (千円)	期待される効果及び 提案の確実性
	●●●に関する工 夫				400 千円	

（概算増加工事費の根拠事例）

例 1 標準案に対して、材料等を変更する提案の場合

項目	規格	数量	単位	単価	金額
（標準）〇〇〇（材料）	〇〇〇	100	m3	3,000	300,000
（提案）△△△（材料）	△△△	100	m3	7,000	700,000
概算増加工事費					400,000

例 2 標準案に対して、工法等を変更する提案の場合（過去事例から算出する場合）

項目	規格	数量	単位	単価	金額
（過去事例）	令和〇年度 主要地方道〇〇線 道路改良工事（〇工区）				
〇〇工法	15,300,000 円 ÷ 1000m3 = 15,300 円/m3				
（標準）〇〇工法		500	m3	10,000	5,000,000
（提案）〇〇工法		500	m3	15,300	7,650,000
概算増加工事費					2,650,000

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

(2) 技術提案に係る提案書の記載の条件

技術提案に係る提案書について、次のとおり記載の条件を設定する。

- ①文字の大きさ：9ポイント以上。
- ②1視点あたりの枚数：A4 用紙 3 枚以内（図表やカタログ等の参考資料も含む）。
- ③図表やカタログ等：文字の大きさは問わないが、読み取り可能な大きさ。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

(3) 特殊設備工事の取扱い

特殊設備工事（トンネル設備工事，排水機場ポンプ（機械）設備工事，ダム管理制御設備工事その他これらに類する工事）における総合評価落札方式の取扱いについては，広島県建設工事総合評価落札方式実施要領を適用する。

（対象部局：土木建築局）

5 施行期日

令和4年6月1日以降に公告する工事から実施

3（1），（2）については，令和4年4月1日以降に公告する工事から実施

令和5年6月1日以降に公告する工事における改正点（予定）

○ 配置予定技術者の能力「ICT活用工事の実績」を追加

ICT活用工事の品質確保のため，配置予定技術者において，公共発注機関が発注したICT活用工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した実績を加点点評価する。

○ 令和5・6年度建設工事入札参加者名簿作成による災害復旧工事の受注実績の更新

令和5・6年度建設工事入札参加者名簿の作成にあたり，災害復旧工事の受注実績の評価対象期間を変更し受注実績を更新する。

	評価対象期間
令和3・4年度名簿	平成28年11月1日から令和2年10月31日
令和5・6年度名簿	平成30年11月1日から令和4年10月31日

※対象工事は，評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし，応急復旧工事は対象外。

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	16.0～27.0
① 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
② 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	6.0～10.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～11.0	10.0～11.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去3年間の継続教育（CPD）の取り組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は（選択）	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マインド、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であったものは調査基準価格以上の応札者と同様に加点。（選択）※5億円未満のみ	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	27.0～38.0	28.0～35.0	28.0～41.0	33.0～45.0	36.0～57.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点の評価対象期間の改正はR4.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR4.9からとする。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0～7.0
① 過去5年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0～9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去3年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0～12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去1年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0
合 計	26.0～41.0
配 点(換算値)	50点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点の評価対象期間の改正はR4.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR4.9からとする。

6 建設工事に係る低入札価格調査制度等の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」の実現に向けた透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。

2 内容

設計金額 5 億円以上の工事及び重点調査の対象工事の低入札価格調査を強化する。

(1) 工事費の算出根拠の確認

施工実績等に基づいた適正な工事費が計上されていることを確認するため、工事費の内訳について、単価及び数量等の算出根拠を求めることとし、履行の確実性が確認できない場合や、資料に不備・不足がある場合は失格とする。

(2) 労働条件に係る誓約書の提出

元請業者が 1 次下請業者と 500 万円以上の契約を行う場合、賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されている下請業者であることをあらかじめ確認する旨の誓約書を、低入札価格調査時に求める。

(3) 工事中の労務監査の実施

工事中に社会保険労務士による労務監査を受けることとし、不誠実な対応の場合は、工事成績評点の減点や指名除外の措置を行う。

ア 受注者及び下請金額 500 万以上の 1 次下請業者を対象。

イ 工期が複数年に跨る場合は、年度毎に実施。

工期が単年度の場合は、進捗が概ね 50%の時点で実施。

ウ 指摘事項がある場合は、速やかに改善を行うとともに、報告書の提出を義務付け。

3 今後の予定

次年度以降、重点調査の対象を拡大

4 施行期日

令和 4 年 6 月 1 日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

7 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」について取組みを拡大する。

2 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行開始

営繕課が発注する全ての工事において、登録率等の目標基準を設定した「建設キャリアアップシステム活用推奨工事」を受注者希望型として実施する。

(1) 目標基準

目標基準は次のとおりとし、全ての目標基準を達成した場合、工事成績評価において1点の加点を行う。また、全ての目標基準を達成し、かつ平均登録技能者率が70%以上を達成した場合は2点の加点を行う。

指 標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

平均登録事業者率：計測日における「CCUS登録事業者の数／下請企業の数」の平均値

平均登録技能者率：計測日における「CCUS登録技術者の数／技能者の数」の平均値

平均就業履歴蓄積率：計測日における「カードリーダーへのタッチ等して工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数」の平均値

(2) 未達成項目の報告

目標基準を達成しなかった場合においても工事成績評価の減点を行わないが、最低基準を下回った場合は、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後に発注者に報告する。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：営繕課)

8 工事成績条件付一般競争入札の改正について

1 趣旨

広島県が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。

2 内容

工事成績点の改正

建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する県建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の平均工事成績について、71点以上を72点以上に改正する。

なお、この平均工事成績は、次年度以降、段階的に引き上げることとする。

3 対象工事

広島県発注の請負対象設計金額1,000万円以上5,000万円未満の土木一式工事を対象とする。

4 施行期日

令和4年6月1日以降に公告する工事から実施

(対象部局：農林水産局，土木建築局)

9 優良建設工事等の表彰制度について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」や「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり要件項目を変更する。

2 内容

令和5年度表彰の要件項目（下線部が新規追加・改正した箇所）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施, 若手・女性登用等
0.5 点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	・マイロード・ラブリバー いずれかの登録、実施	・ <u>表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施</u> ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムへの登録の活用
1 点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く） ・ <u>表彰対象工事における広島県長寿命化技術活用制度の登録技術の活用</u>	・マイロード・ラブリバー 双方の登録、実施 ・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・ 表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・ <u>表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工</u>
2 点	・ <u>表彰対象工事における広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用</u>	—	・ 表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工 ・表彰対象工事における女性技術者による施工

※ 小数第1位以下は切り捨てる（例 87.5 点→87 点）。

3 施行期日

令和4年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和5年度表彰から適用

（対象部局：全部局）

10 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正

○地域貢献の実績

「過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無」について、制度の廃止に伴い、評価項目から削除する。

3 評価対象期間の変更

(1) 配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応により、成績評定対象外の業務が多かったことから、引き続き、令和4年度も評価対象期間を1年延長する。

配置予定管理技術者の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成28年4月1日から指名通知した日の前日まで（ <u>6</u> 年）

(2) 配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により単位の取得が困難であったことから、評価対象期間を1年延長する。

配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」の評価対象年度

指名通知日	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日から指名通知した日の前日まで（ <u>3</u> 年）

【参考】企業の能力「業務成績評定の平均点」及び「優良建設コンサルタントの表彰」における評価期間の変更

「業務成績評定の平均点」及び「優良建設コンサルタントの表彰」は、期間を延長しない。

企業の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日から指名通知した日の前日まで（ <u>3</u> 年）

企業の能力「優良建設コンサルタントの表彰」の表彰年度

指名通知日	R3. 9. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
評価対象年度	令和元，2，3年度	令和3， <u>4</u> 年度

4 施行期日

2については、令和4年6月1日以降に指名する業務から実施

3については、令和4年4月1日以降に指名する業務から実施

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），商工労働局，企業局）

【参考】

令和5年6月1日以降に指名する業務における改正点（予定）
○CIMモデル業務の評価 過去2年間に実施したCIMモデル業務の実績を評価する。

総合評価落札方式の評価項目改正案（R4.6～）

評価項目	型式					
	技術評価型		実績評価1型		実績評価2型	
(1) 企業の能力	(9)		(6)～(8)		(7)	
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2)※3			
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点※4	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性（本店所在地）			(1)		(2)	
品質確保体制（実施体制）	(2)		(2)		(2)	
過去2年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当※4	(1)		(1)		(1)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)		(23)		(17)	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は 女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去3年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去10年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去6年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点※4	(6)		(6)		(5)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2)※1	(4)	(4)※2	(4)	(4)※2
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去3年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案（1課題）	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無			(1)		(2)	
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(－1)		(－1)		(－1)	
過去1年間の指名除外措置の有無	(－1)		(－1)		(－1)	
技術評価点	(53)		(37)～(39)		(33)	
価格評価点	(40)		(40)		(40)	
評価値（技術評価点＋価格評価点）	93		77～79		73	

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR4.4.1からとし、表彰の評価対象年度の改正はR4.9.1からとする。

下線部は変更箇所

11 管理技術者の兼務制限の緩和について

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務制限を緩和する。

2 内容

(1) 技術士等の兼務制限について

技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士を配置した場合は、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が5億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。

(2) 管理技術者の配置について

異なる業務分野を複合して発注した業務の場合、引き渡しが完了した業務分野については管理技術者の配置を不要とする。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名する業務から適用する。

（対象部局：全部局）

12 C I M推進モデル業務の拡大及びC I M活用工事の開始について

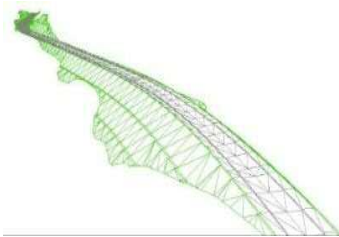
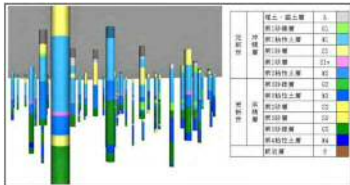
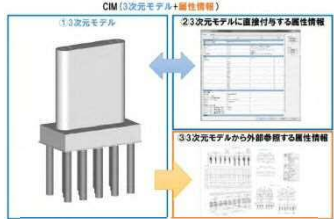
1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「C I M推進モデル業務」の拡大に取り組むとともに、「C I M活用工事」の取組を開始する。

2 内容

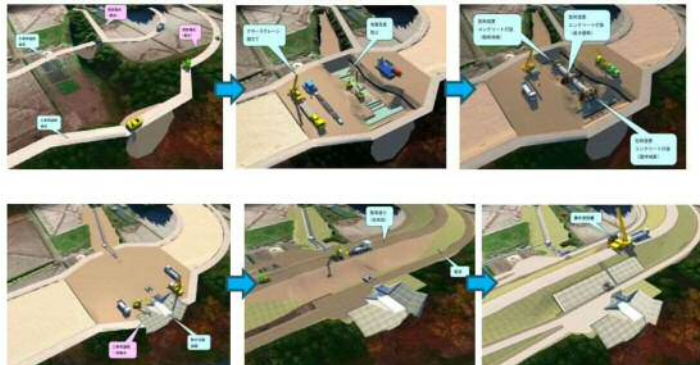
(1) C I M推進モデル業務

- ・「土工の3次元設計業務」について、I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね500m³以上の土工を取り扱う業務を『発注者指定型』で発注する。
- ・「C I M活用業務」について、令和4年度に発注する橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の設計業務を対象に、設計業務件数の2割の実施を目指す。

C I M推進モデル業務		
① 土工の3次元設計 ・施工段階のI C T活用工事に利用する3次元設計データを、上流工程の設計段階で作成する業務 ・I C T活用工事を実施するために必要となる3次元モデル（スケルトンモデル、サーフェスモデル）を作成  サーフェスモデルの例	② C I M活用業務 ・C I Mを活用して、施工段階、維持管理段階など後工程のために必要なC I Mモデルの作成、C I Mモデルを活用した検討等を実施する業務 ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの  地質・土質モデルの例  構造物モデルの例	

(2) C I M活用工事

C I Mモデルを活用した図面照査や施工計画の検討などを行う「C I M活用工事」の取組を開始する。

C I Mの活用事例	
C I M活用工事（施工計画の検討事例） ・仮設備の配置や施工手順、工事の進捗状況等をC I Mモデルを活用し視覚化することで、計画の策定、関係者間での情報の共有を行い、事業推進の効率化・高度化を図る ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの	
	

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する業務・工事から実施

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

13 契約締結手続き期間の見直しについて

1 趣旨

建設工事等の入札契約に係る落札者等の負担軽減を図るため、契約手続き期間から「広島県の休日进行を定める条例」(平成元年条例第2号)第1条第1項に定める県の休日を除くこととする。

2 内容

次のとおり、契約手続き期間を変更する。

変更前	変更後
広島県契約規則(昭和39年規則第32号) (落札決定通知と契約締結) 第24条 2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から5日以内に契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。	広島県契約規則(昭和39年規則第32号) (落札決定通知と契約締結) 第24条 2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から5日(広島県の休日进行を定める条例(平成元年広島県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)以内に契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

例

(変更前)

	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)
水曜日 落札決定通知	木曜日	金曜日	土曜日 契約手続き期間	日曜日	月曜日

(変更後)

	(1日目)	(2日目)	-	-	(3日目)	(4日目)	(5日目)
水曜日 落札決定通知	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日 契約手続き期間	火曜日	水曜日

3 施行期日

令和4年6月1日

(参考)

広島県の休日进行を定める条例(平成元年条例第2号)

(県の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(対象部局: 全部局)

14 工事費内訳書等の改正について

1 趣旨

広島県が発注する工事等において、「工事費内訳書」等の提出を求めているが、この様式の一部を改正する。

2 内訳書提出対象

県が指名競争入札又は一般競争入札により発注するすべての建設工事，測量・建設コンサルタント等業務

3 内容

(1) 様式 1 工事（業務）費内訳書（表紙）

調査項目を「低入札価格調査制度対象となった場合」及び「重点調査に関する資料提出」に対する回答（可／否）のみとする。

(2) 様式 2 「工事費の内訳」及び下請負人及び見積額

- ・「工事場所」・「建設業許可番号」等の記述欄の削除
- ・総合評価落札方式において技術提案した内容について，技術提案内容を記述する欄を追加。

(3) 様式 3 「労務賃金調書」 変更なし

4 適用期間

令和 4 年 6 月 1 日以降に指名・公告する建設工事，測量・建設コンサルタント等業務に適用する。

工事費内訳書

入札者 商号又は名称

工事名

○下請負人及び見積額の記入を要する場合は、全ての1次下請予定者からの見積書の写しを添付してください。

○低入札価格調査制度対象工事において、調査基準価格未満で入札される場合に回答してください。
(予定価格を事後公表する工事においては、調査基準価格未満の入札となった場合を想定し、回答してください。)
なお、調査基準価格以上で入札される場合は、入札者及び工事名のみ記入し、提出してください。

番号	内容	回答
1	低入札価格調査制度事務取扱要綱の内容を把握したうえで入札しているか	はい／いいえ
2	低入札価格調査制度対象となった場合に受検	する／しない
3	重点調査等に関する資料の提出	する／しない

《注意事項》

○回答に虚偽の記載があった場合は、指名除外とする。

○当該競争入札の開札時に、引渡しを終えていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注工事(平成26年5月31日以前に指名・公告した工事を除く)がある場合には重点調査対象とする。

元請負人	下請負人-1	下請負人-2	下請負人-3

[illegible]

労務賃金調書

会社名	元請負人		下請負人-1		下請負人-2		下請負人-3		下請負人-4		下請負人-5	
	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
職 種	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1) 特殊作業員												
2) 普通作業員												
3) 軽作業員												
4) 造園工												
5) 法面工												
6) とび工												
7) 石工												
8) ブロック工												
9) 電工												
10) 鉄筋工												
11) 鉄骨工												
12) 塗装工												
13) 溶接工												
14) 運転手(特殊)												
15) 運転手(一般)												
16) 潜かん工												
17) 潜かん世話役												
18) さく岩工												
19) トンネル特殊工												
20) トンネル作業員												
21) トンネル世話役												
22) 橋りょう特殊工												
23) 橋りょう塗装工												
24) 橋りょう世話役												
25) 土木一般世話役												
26) 高級船員												
27) 普通船員												
28) 潜水士												
29) 潜水連絡員												
30) 潜水送気員												
31) 山林砂防工												
32) 軌道工												
33) 型わく工												
34) 大工												
35) 左官												
36) 配管工												
37) はつり工												
38) 防水工												
39) 板金工												
40) タイル工												
41) サッシ工												
42) 内装工												
43) ガラス工												
44) 建具工												
45) ダクト工												
46) 保温工												
47) 建築ブロック工												
48) 設備機械工												
49) 交通誘導員A												
50) 交通誘導員B												
51) 屋根ふき工												
52) 船団長												
53) 潜水世話役												
54) 船舶製作工												
55) 電気通信技術者												
56) 電気通信技術員												
57) 機械設備製作工標準賃金												
58) 機械設備据付工標準賃金												
59) 点検技術者												
60) 点検技術員												
61) 点検整備工												
62) 運転監視技術員												
63) 機械世話役												
64) 機械工												
65) ケーソンぎ装工												
66) 工場塗装工												
67) 鋼橋製作工												

様式3

記入例

下請負人及び見積額

会社名	元請負人		下請負人-1		下請負人-2			
	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
職 種	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1)特殊作業員			17,000	18,000	16,500	16,500		
2)一般作業員	9,000	14,000	14,500	14,500	14,000	14,000		
3)土工								
4)測量工								
5)測量補助工								
6)とび工								
7)石工								
8)ブロック工	18,500	18,500						
9)電工								
10)鉄筋工								
11)鉄骨工								
12)塗装工								
13)溶接工								
14)運転手(特殊)	16,000	17,500						
15)運転手(一般)								
16)潜かん工								
17)潜かん世話役								
18)さく岩工								
19)トンネル特殊工								
20)トンネル作業員								
21)トンネル世話役								
22)橋りょう特殊工								
23)橋りょう塗装工								
24)橋りょう世話役								
25)土木一般世話役	18,000	18,000			18,500	18,500		
26)高級船員								
27)普通船員								
28)潜水士								
29)潜水連絡員								
30)潜水送気員								
31)山林砂防工								
32)軌道工								
33)型わく工								
34)大工								
35)左官								
36)配管工								
37)はつり工								
38)防水工								
39)板金工								
40)タイル工								
41)サッシ工								
・								
・								
・								
・								

総合評価の技術提案について、工事数量
総括表にない工種は、適宜追加してくださ
い。(例水質汚染防止のため水質の監視

入札者及び全ての一次下請予定者について記入してください。
職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入してください。

15 令和5・6年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項

1 趣旨

客観数値にあたる経営事項審査の改正や、県の制度終了に伴い、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の改正を行う。

2 令和5・6年度の評価項目（主観数値）

現行（令和3・4年度）		改正案（令和5・6年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値		県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
技術者の継続学習の状況		—	—
土木施工CPDS学習単位数	2～20点		
建築CPD学習時間数	2～20点		
造園CPD学習単位数	2～20点		
品質等の確保		品質等の確保	
エコアクション21の認証又はISO14005の取得	7点	エコアクション21の認証	3点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点	ISO14005の取得	3点
		建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	—	—
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）

※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

16 令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項

1 趣旨

県の制度終了に伴い、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の改正を行う。

2 令和5・6年度の評価項目（主観数値）

現行（令和3・4年度）		改正案（令和5・6年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
業務の施工実績		業務の施工実績	
県発注業務の業務成績数値		県発注業務の業務成績数値	
優良建設コンサルタント表彰	5点～20点	優良建設コンサルタント表彰	5点～20点
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況	
建設系CPD学習単位数※1	2～10点	建設系CPD学習単位数※1	2～10点
測量系CPD学習時間数※2	2～10点	測量系CPD学習時間数※2	2～10点
建築系CPD学習単位数※3	2～10点	建築系CPD学習単位数※3	2～10点
品質等の確保		品質等の確保	
I SO9001の取得	5点	I SO9001の取得	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	—	—
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 （×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 （×除外月数）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点 ※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

令和３年１０月の建設工事等に係る
入札・契約制度の改正について

1 災害実績条件付一般競争入札の改正について

1 趣旨

広島県土木建築局が発注する建設工事について、災害復旧工事等の実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を改正し、災害復旧工事等を施工した建設業者を適切に評価する。

2 内容

下請実績の評価

元請実績の評価に加え、広島県土木建築局が発注した災害復旧工事等^{※1}で、過去2年間^{※2}に、下請として工事を完成させ、元請業者（2次下請以降の場合は再下請契約を締結した上位の下請業者）に引き渡した実績を評価する。

なお、下請の実績について、下請の次数は問わないこととする。

※1 災害復旧工事等とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、応急仮工事は対象外とする。

※2 令和3年度発注工事は、令和元年4月1日から公告日の前日までに完成し、引き渡した実績を評価する。

3 対象工事

土木建築局発注の請負対象設計金額1,000万円以上3,500万円未満の土木一式工事を対象とする。

4 一般競争入札の資格要件

災害復旧工事等の受注件数（災害査定毎）又は請負代金額に加え、下請金額について、次表の金額以上の実績を有する者が参加可能とする。

格付け	下請金額合計
C	請負対象設計金額の1/2以上 【地域外の下請実績は、実際の金額を1.5倍して算出】
D	

※ 格付Dは2,000万円未満の土木一式工事で応札可能。

※ 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事又は解体工事として下請工事した実績を評価する。
（建設工事指名業者等選定要綱別表第2左欄に掲げる発注工事の種類が「一般土木工事」の場合に指名業者として選定される業種）

5 適用期間

令和3年10月1日以降に公告する工事から試行する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

【参考】災害実績条件付一般競争入札について

※下線部は、令和3年10月改正箇所

1 格付別標準発注金額表（災害実績条件付）

請負対象設計金額	格付け	
2,000万円以上5,000万円未満	B	C
1,000万円以上2,000万円未満	C	D

2 入札参加資格要件

(1) 受注件数（元請実績に限る）

格付け	受注件数（災害査定毎）
B	3件以上
C	2件以上
D	1件以上

(2) 請負代金額（元請実績に限る）

格付け	請負代金額合計
B	1億円以上
C	
D	

(3) 下請金額（3,500万円未満の工事を対象とする）

格付け	下請金額合計
C	請負対象設計金額の 1/2以上 【地域外の下請実績は、実際の金額を1.5倍して算出】
D	

※ 入札に参加しようとする者は、(1)(2)(3)のいずれかを満たす者とする。

なお、(1)(2)については、県建設工事入札参加資格者名簿に記載の災害復旧工事等の受注件数（災害査定毎）及び請負代金額で確認し、(3)については、入札時に提出される書類（契約書の写し等）により確認する。

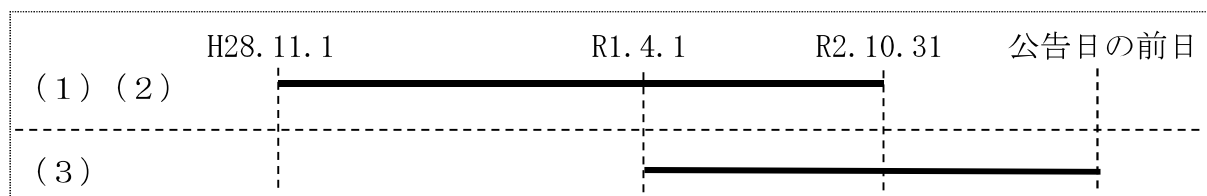
～災害実績を評価する期間の考え方～

(1) 受注件数 及び (2) 請負代金額

○過去4年間の実績（平成28年11月1日から令和2年10月31日まで）

(3) 下請件数

○過去2年間の実績（令和元年4月1日から公告日の前日まで）



2 地域維持型建設共同企業体の適用拡大について

1 趣旨

広島県土木建築局が発注する災害復旧工事の円滑な執行と地域における災害対応等の担い手確保を図るため、災害復旧工事について、地域の実情に応じ、単体企業への発注に加え、地域維持型建設共同企業体（地域維持型 J V）の入札参加を可能とする。

2 内容

（１）対象工事

広島県土木建築局が発注する請負対象設計金額が 5,000 万円以上 5 億円未満の工事難易度の高くない災害復旧工事等の内、不調・不落のおそれがあり、発注者が必要と認めた工事。

（２）対象業種

土木一式工事

（３）運営形態

共同施工方式（甲型）とする。

（４）入札方式

一般競争入札とし、単体企業と地域維持型 J V の混合入札とする。

3 要件（災害復旧工事等に限る）

請負対象設計金額		5,000 万円以上 1 億円未満		1 億円以上 2 億円未満		2 億円以上 5 億円未満	
対象		単体企業	地域維持型 J V	単体企業	地域維持型 J V	単体企業	地域維持型 J V
代表者	格付け	A 又は B	<u>A 又は B</u>	A	<u>A 又は B</u>	A	<u>A</u>
	営業所の 所在地	地域内に主 たる営業所 ※1	<u>県内に主た る営業所</u>	県内に主た る営業所	<u>県内に主た る営業所</u>	県内に主た る営業所 ※2	<u>県内に主た る営業所</u> ※2
	特定建設 業の許可	必要 ※3	<u>必要</u> ※3	必要	<u>必要</u>	必要	<u>必要</u>
	配置予定 技術者※4	専任	専任	専任	専任	専任	専任
その他 構成員	格付け	—	<u>B 又は C</u>	—	<u>B</u>		<u>A 又は B</u>
	営業所の 所在地	—	<u>県内に主た る営業所</u>	—	<u>県内に主た る営業所</u>		<u>県内に主た る営業所</u>
	特定建設 業の許可	—	<u>不要</u>	—	<u>不要</u>	—	<u>不要</u>
	配置予定 技術者	—	<u>専任不要</u>	—	<u>専任不要</u>		<u>専任不要</u>
その他の要件		（地域維持型 J V の場合） ①構成員の数は、2 者以上から 10 者未満とし、発注者が指定する数とする。 ②構成員はいずれも土木一式工事の入札参加を有する者とする。 ③出資比率は均等割の 10 分の 6 以上とする。 ④構成員のいずれかが地域内に主たる営業所を有することとする。					

※1 不調・不落が予想される場合は、災害が少なく余力のある隣接する市町を含む。

※2 2 億円以上で、不調・不落が予想される場合は、県内に支店を有する A を含む。

※3 請負対象設計金額が 8,000 万円以下においては、下請け金額が 4,000 万以上となる場合。

※4 配置予定技術者の兼務制限については、災害復旧工事等の主任技術者等の緩和措置を摘要する。

4 災害復旧工事等

災害工事等とは，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく工事，災害関連緊急砂防事業，災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業，特定緊急砂防事業，激甚災害対策特別緊急事業，河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし，応急仮工事は対象外とする。

5 適用期間

令和3年10月1日以降に公告する工事から試行する。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く))

業務を円滑に進めるための
入札契約制度等の取組について

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の 継続について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

「復興歩掛」及び「復興係数」については、広島県土木建築局が発注する災害関連工事に適用しておりますが、現在の不調・不落の発生状況等を踏まえて、令和4年度についても継続して適用することとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

土木建築局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

西部建設事務所管内の安佐北区、安芸区、安芸郡及び安芸高田市、東広島支所管内の東広島市及び竹原市、安芸太田支所管内の北広島町とします。

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

- ア 機械土工（掘削、掘削（ICT）、河床等掘削、積込（ルーズ）、積込（コンクリート殻））
- イ 砂防土工（掘削（砂防）、掘削（砂防）（ICT）、積込（ルーズ）（砂防））
- ウ 土の敷均し締固め工（路体（築堤）盛土、路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土、路床盛土（ICT）、整地）

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

土木工事標準積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

共通仮設費率：1.1

現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和4年4月1日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途お知らせする日まで適用します。

6 その他

令和3年3月12日付けでお知らせしている「災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の継続について」は、令和4年3月31日までに指名・公告・随意契約する工事に適用します。

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の 継続について（お知らせ）

令和4年3月30日
広島県農林水産局

「復興歩掛」及び「復興係数」については、広島県農林水産局が発注する災害関連工事に適用しておりますが、現在の不調・不落の発生状況等を踏まえて、令和4年度についても継続して適用することとしましたのでお知らせします。

なお、対象地域について変更があります。

1 対象工事

農林水産局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

- (1) 西部農林水産事務所管内の安佐北区、安芸区、安芸郡、安芸高田市及び北広島町
- (2) 西部農林水産事務所呉農林事業所管内の呉市
- (3) 西部農林水産事務所東広島農林事業所管内の東広島市及び竹原市

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

ア 「土地改良工事積算基準」適用工事

○ 機械土工

掘削、積込(ルーズ)、バックホウ掘削（超ロングアーム仕様）

○ 土の敷均し締固め工

路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、振動ローラ締固め

イ 「治山林道必携」適用工事

○ 機械土工（土砂）

掘削、積込(ルーズ)、積込(コンクリート殻)、バックホウ掘削積込、バックホウ掘削積込（山地治山土工）、コンクリート殻処分

○ 盛土

路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、敷均し・締固め、ブルドーザー敷均し（狭幅）、振動ローラ締固め（狭幅）

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

「土地改良工事積算基準」及び「治山林道必携」により、各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

○ 共通仮設費率：1.1

○ 現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和4年4月1日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途お知らせする日まで適用します。

6 その他

令和3年3月26日付けでお知らせしている「災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の継続について」は、令和4年3月31日までに指名・公告・随意契約する工事に適用します。

主任技術者等の兼務制限の緩和について（延長）

1 趣旨

入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する。

2 内容

3,500万円以上8,000万円未満の主任技術者等（主任技術者又は現場代理人）は、密接な関係（※2）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。

主任技術者		現場代理人	
請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限	請負金額 (税込)	兼務制限
8,000 万円	兼務不可 ○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係（※2）があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り 5 件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000 万円	同左
3,500 万円 (7,000 万円)	《緩和》 3件以内 ○同一市町内（※1）で密接な関係（※2）があり、相互の間隔が 15km 程度以内の公共工事に限る ※監理技術者の場合は兼務不可 ○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係（※2）があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り5件以内	3,500 万円 (7,000 万円)	同左
500 万円 (1,500 万円)	5件以内 ○同一市町内（※1）の工事（※3）に限る ※災害復旧工事を除く（※4）（※5） 兼務制限なし		5件以内 ○同一市町内（※1）の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く（※4）（※5）

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

※1 安芸郡4町については、同一市町として扱う。

※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※4 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。

※5 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

※ 設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

3 適用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに指名・公告を行った工事

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。（入札手続中の工事は、契約後から対象とする。）

（対象部局：全部局）

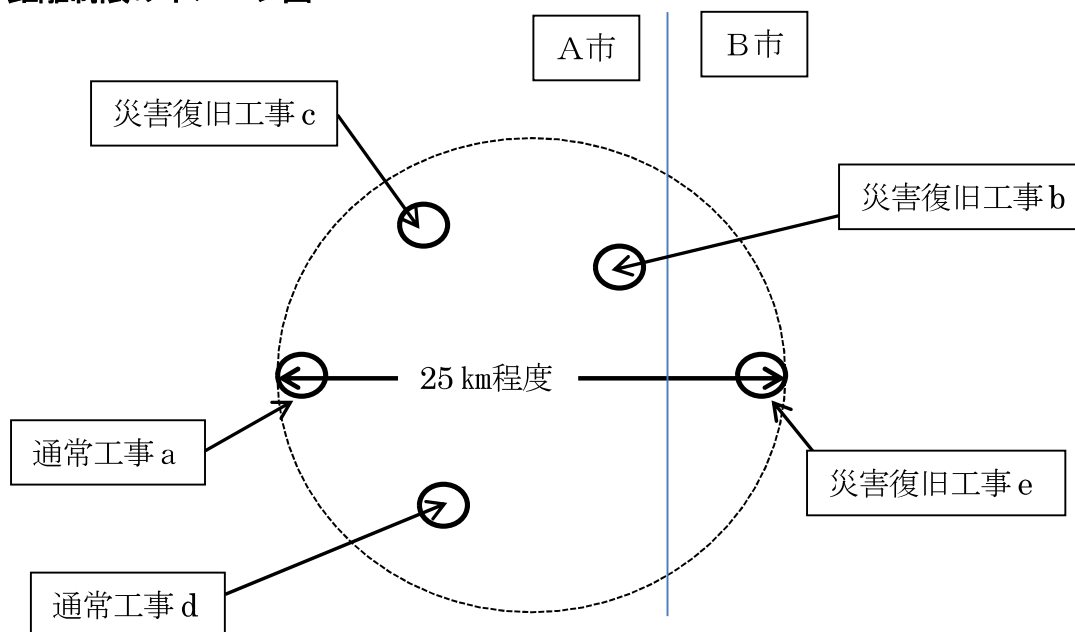
<参考>

◆災害復旧工事の対象とする事業の例示

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
- (2) 公立学校施設の災害復旧事業
- (3) 公営住宅等の災害復旧事業
- (4) 堆積土砂の排除事業
- (5) 農地，農業用施設，林道の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
- (6) 水道施設の災害復旧事業
- (7) 災害関連緊急事業

※従前の取扱いのとおり，過年発生災害や今後発生する災害も対象とする。

◆距離制限のイメージ図



管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサルタント等業務）の緩和について（お知らせ）

令和 4 年 3 月 22 日
土木建築局建設産業課

令和 4 年度事業の円滑な執行を図るため、次のとおり取り扱うこととしました。

1 専任及び兼務制限緩和の取扱い

管理技術者の専任及び兼務制限について、当初契約時点では『業務分野別金額が 500 万円未満で兼務制限がない場合（以下「兼務制限なし」という。）』又は『500 万円以上 3,500 万円未満で兼務制限配置させた場合（以下「兼務制限」という。）』には、その後の変更において『業務分野別金額が 3,500 万円以上で専任（以下「専任」という。）』になっても、**「専任」に変更せず「兼務制限」とする。**

なお、変更契約により、新たな業務分野を契約した場合は、上記「当初契約時点」を「新たな業務分野を契約した時点」とする。

（※色々なケースが想定されるため、別紙資料「管理技術者の兼務が想定される事例」を作成しましたので事務の参考としてください。）

	契約金額(業務分野別)	専任	兼務制限
「専任」	3,500 万円以上	必要	兼務不可※
「兼務制限」	500 万円以上 3,500 万円未満	不要	当該業務の外に 5 件以上（500 万円以上 3,500 万円未満の業務）兼務しないこと※
「兼務制限なし」	500 万円未満	不要	兼務制限なし

※ 技術士は当該業務分野の外に 10 件以上又は業務分野別金額の総額が 4 億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。この場合の業務分野別金額は変更後の金額で判断する。

2 対象期間等

（1）令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに変更契約する業務

（2）上記（1）を適用した測量・建設コンサルタント等業務に限り、対象期間終了後についても 1 の緩和措置を適用できるものとする。

【管理技術者の兼務が想定される事例】

な し…兼務制限なし
 兼務制限…一定の条件のもと兼務可能
 専 任…兼務不可
 ※特例を適用した箇所は太枠

◎ケース１（業務分野別金額の増額）

測量業務分野

金額が 2,000 万円から 4,000 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 450 万円から 4,000 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 2,000 万円から 450 万円に減額のため、制限なし。

	契約金額	測量業務		設計業務		地質業務	
当初契約	4,450 万円	2,000 万円	兼務制限	450 万円	なし	2,000 万円	兼務制限
変更契約	8,450 万円	4,000 万円	兼務制限	4,000 万円	兼務制限	450 万円	なし

◎ケース２（業務分野別金額の増額 ＋新規業務分野の追加）

第 1 回変更について

測量業務分野

金額が 2,000 万円から 4,500 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 500 万円未満のため制限なし。

第 2 回変更について（対象は当初金額。新規追加分野については新規追加時の金額）

測量業務分野

金額が 2,000 万円から 3,900 万円に増額だが、第 1 回変更の時と同様に特例により、兼務制限。

設計業務分野

金額が 2,000 万円から 3,800 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

地質業務分野

金額が 450 万円から 1,500 万円に増額のため、兼務制限。

	契約金額	測量業務		設計業務		地質業務	
当初契約	4,000 万円	2,000 万円	兼務制限	2,000 万円	兼務制限	—	—
第 1 回変更	6,950 万円	4,500 万円	兼務制限	2,000 万円	兼務制限	450 万円	なし
第 2 回変更	9,200 万円	3,900 万円	兼務制限	3,800 万円	兼務制限	1,500 万円	兼務制限

◎ケース３（業務分野別金額の減額）

第 1 回変更について

測量業務

金額が 4,000 万円から 3,000 万円に減額のため、兼務制限。

設計業務

金額が 2,000 万円から 3,600 万円に増額だが、特例により、兼務制限。

第 2 回変更について（対象は当初金額）

測量業務

金額が 4,000 万円から 3,800 万円に減額となっているが、当初契約の業務分野別の金額が専任の金額帯のため、第一回変更時において兼務制限に変更したとしても、第 2 回変更時には、専任。

設計業務

第 1 回変更から金額変更がないため、特例により、兼務制限。

地質業務

金額が 1,500 万円から 450 万円に減額のため、制限なし。

	契約金額	測量業務		設計業務		地質業務	
当初契約	7,500 万円	4,000 万円	専任	2,000 万円	兼務制限	1,500 万円	兼務制限
第 1 回変更	8,100 万円	3,000 万円	兼務制限	3,600 万円	兼務制限	1,500 万円	兼務制限
第 2 回変更	7,850 万円	3,800 万円	専任	3,600 万円	兼務制限	450 万円	なし

災害復旧工事等において工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点について（お知らせ）

令和3年9月30日
土木建築局 技術企画課

1 趣旨

平成30年7月豪雨に加え、令和3年7月豪雨や8月豪雨等の災害が頻発している中、災害復旧工事等について、受注者の工期短縮に向けた取組を評価し、更なる事業進捗を図る。

2 内容

災害復旧工事等において自らの創意工夫により工期短縮を行った場合は、工事成績評定の「創意工夫」等※1において加点を行う。

災害復旧工事等において評価する内容	工事成績評定点への 加点
自らの創意工夫により工期短縮を行った、又は工程の遅れを回復した。 (令和3年7月豪雨(7月7日)以降の取り組みが評価の対象)	+1.2点 (+3.0点※2×0.4※3)

※1 「創意工夫」で加点する場合においても、「工程管理」等における評価はこれまでどおり行う。

※2 考査項目別運用表の「創意工夫」における加点。

※3 工事成績評定点における評定者（立会人）の割合。

3 工期短縮を行った又は工程の遅れを回復した創意工夫として評価する例

- ・ 県外等の遠隔地の建設業者や労働者を活用
- ・ 建設資材等がひっ迫したため遠隔地から調達
- ・ 2次製品使用や工法変更
- ・ 労働者や建設資材等を重点的に当該工事（災害復旧工事等）に投入 等

4 対象工事

災害復旧工事等（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業等）

5 施行期日

令和3年10月1日以降に工事完成通知書が提出される工事に適用する。終期日は別途定める。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

災害復旧工事等において工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点について（お知らせ）

令和3年10月1日
広島県農林水産局

1 趣旨

平成30年7月豪雨に加え、令和3年7月豪雨や8月豪雨等の災害が頻発している中、災害復旧工事等について、受注者の工期短縮に向けた取組を評価し、更なる事業進捗を図る。

2 内容

災害復旧工事等において自らの創意工夫により工期短縮を行った場合は、工事成績評定の「創意工夫」等^{※1}において加点を行う。

災害復旧工事等において評価する内容	工事成績評定点への 加点
自らの創意工夫により工期短縮を行った、又は工程の遅れを回復した。 (令和3年7月豪雨(7月7日)以降の取り組みが評価の対象)	+1.2 点 (+3.0 点 ^{※2} ×0.4 ^{※3})

※1: 「創意工夫」で加点する場合においても、「工程管理」等における評価はこれまでどおり行う。

※2: 考査項目別運用表の「創意工夫」における加点。

※3: 工事成績評定点における評定者（立会人）の割合。

3 工期短縮を行った又は工程の遅れを回復した創意工夫として評価する例

- ・ 県外等の遠隔地の建設業者や労働者を活用
- ・ 建設資材等がひっ迫したため遠隔地から調達
- ・ 2次製品使用や工法変更
- ・ 労働者や建設資材等を重点的に当該工事（災害復旧工事等）に投入 等

4 対象工事

- (1) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (2) ため池等整備事業（ため池廃止工事に限る）
- (3) 災害関連緊急治山事業
- (4) 治山激甚災害対策特別緊急事業
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (6) 現年（過年）発生災害公園施設復旧事業
- (7) 上記(1)～(6)のほか、発注者が契約図書等で「災害復旧工事」であることを明記した工事

5 施行期日

令和3年10月1日以降に工事完成通知書が提出される工事に適用する。終期日は別途定める。

部分引渡し検査に係る工事成績評定の取扱い（対象工事の拡大） について（お知らせ）

令和3年12月22日
広島県土木建築局

部分引渡し検査に係る工事成績評定の取扱いについては、令和3年1月27日付けの「部分引渡し検査に係る工事成績評定の取扱いについて」でお知らせしているところですが、更なる事務の軽減を図るため、対象工事を災害復旧工事から、営繕工事を除くすべての工事としました。

1 部分引渡し検査における成績評定について

今後当面の間、部分引渡し検査時に出来形や品質等について技術的な評価が適切に実施できない場合や完成検査時に技術的な評価を行うことが合理的な場合は、部分引渡し検査時に成績評定を行わず、次回の検査で成績評定を行うことができることとしますので、次のとおり書類を準備し受検してください。

(1) 部分引渡し検査時に成績評定を実施しない場合の準備書類

「成績評定対象外工事における検査書類の簡素化の試行開始について（令和2年10月12日お知らせ）」により書類を準備してください。ただし、次回の検査時は、成績評定を行うため、部分引渡しを行った範囲を含めて書類を準備してください。

(2) 部分引渡し検査と中間検査を兼ねる場合の準備書類

部分引渡し検査と中間検査を兼ねることとし、これまでと同様に工事成績評定を行うこととします。

(3) 現場確認

1 (1)又は1 (2)のいずれの場合でも現地検査は、土木工事検査技術基準等に基づき契約図書と現地を照合して発注者が確認を行うこととします。

2 対象工事

全ての工事（営繕工事を除く）

3 適用

令和4年1月4日から別途お知らせする日までに部分引渡し検査を行う工事に適用する。

業務の円滑に進めるためのその他取組について（令和4年度継続）

次の取組については、令和4年度も継続しています。詳細は、「広島県の調達情報」のお知らせからご確認ください。

日付	タイトル
令和4年 3月 29日	災害復旧工事に係る工事費内訳書の簡略化の延長について
令和3年 4月 2日	県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の取扱いの緩和について
令和3年 10月 12日	成績評定対象外工事における検査書類の簡素化の試行開始について
令和2年 4月 1日	災害復旧工事等に伴う検査及び工事成績評定の取扱いについて
令和2年 2月 17日	「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について
令和元年 7月 31日	コンクリートブロック積（空積）擁壁における壁体重量検査の簡素化について
平成31年 3月 29日	レディーミクストコンクリートの承諾事務手続きの変更について

【掲載先：広島県の調達情報】

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

広島県の調達情報のトップページ

[illegible]

土木建築局所管の土木工事に係る
検査等の基本方針について

土木建築局所管の土木工事に係る検査等の基本方針について

土木建築局
(技術企画課)

1 専任職員による工事検査の実施

検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として「検査専任職員による工事検査」を実施する。

- 請負代金額 1 億円以上の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては 1 億 5 千万円以上）の完成検査及び中間検査は技術企画課の参事（工事検査担当）が実施する。
- 請負代金額 1 億円未満の工事（但し、広島港湾振興事務所にあっては 1 億 5 千万円未満）の完成検査及び中間検査は、各建設事務所（支所）又は広島港湾振興事務所の参事（工事検査担当）が実施する。
- 工事内容等から必要と判断された場合は、請負代金額にかかわらず技術企画課の参事（工事検査担当）が検査を行うこととする。

2 適正な施工体制の確認

- 監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し、措置請求がなされている間は、中間及び完成検査は実施しないこととする。
- 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善の為の措置請求を行うこととする。

3 品質確保のための検査体制の強化

次のいずれかに該当する工事にあつては、契約の適正な履行の確保及び工事目的物の品質の確保を図ることを目的として、複数の参事（工事検査担当）での、中間検査及び完成検査を実施する。

- 請負代金額 5 億円以上の工事
- 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱の第 7 条第 1 項に定められた「低入札価格調査」を行い、契約した工事

4 検査の透明性の向上

- 公共工事の透明性と信頼性を確保することを目的に、検査及び成績評定に関する要領、工事成績評定点の公表[※]）を行うこととする。

※) 公表の内容

土木建築局所管の請負代金額 500 万円以上の土木工事を対象として、各工事の工事成績評価点、平均値、最大値及び最低値等を閲覧により公表します。

- 工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、工事成績評定審査会に諮り適切な対応を行うこととする。

施工体制点検等について

施工体制点検等について

1 取組の内容

広島県では、「公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）」の施行等を受け、平成 13 年度から予告なく工事現場等に立ち入り、不良・不適格業者の排除の徹底、施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発、適正な元請・下請関係の確保などを目的とした県独自の施工体制等立入り点検を実施し、県工事の適切な施工の確保に努めている。

また平成 14 年度からは、国土交通省を始め、都道府県・政令市及び公共工事発注機関が連携し「施工体制に関する全国一斉点検」を、全国一斉に実施している。

2 実施結果

(1) 令和 3 年度に県が独自に行った施工体制等立入り点検の実施結果

- ①実施件数 50 件
- ②主な指摘事項
 - ・技術者名札未着用
 - ・再下請通知関連の掲示不備

(2) 全国一斉点検の実施結果

- ①実施件数 125 件
- ②指摘のあった事項
 - ・技術者名札未着用
 - ・再下請通知関連の掲示不備
 - ・施工体制台帳の未提出又は記載内容や添付書類の不備
 - ・施工体制台帳の現場への備え付け不備
 - ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習会終了証の不携帯

3 今後の方針

令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度においても立入り点検を実施する。各点検の方針については、次のとおりとする。

(1) 施工体制等立入り点検

令和 3 年度の立入り点検の結果を踏まえ、引き続き予告なく現場に立ち入り、施工体制の状況や、事務的整理の状況について点検を行うことにより、適切な施工体制での工事実施による、工事目的物の更なる品質確保に向けた取組みの強化を図ることとする。

(2) 全国一斉点検

発注者間の情報交換を行い、公共工事全体で適正な施工体制の確保が図れるよう、引き続き全国一斉点検を実施していくこととする。

**優良建設工事等表彰における
令和5年度表彰の要件について**

優良建設工事等表彰における令和５年度表彰の要件について

土木建築局 技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第４条に定める、令和４年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和５年度表彰における要件は次のとおりです。

各要件項目に該当する場合は、「広島県の調達情報」に掲載している申請様式に加え、実施状況等が確認できる書類を提出してください。

要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休２日の完全実施、若手・女性登用
0.5 点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	—	・表彰対象工事における 4 週 6 休以上 4 週 8 休未満の実施 ・表彰対象工事における 建設キャリアアップシステムの活用
1 点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休２日の完全実施 ・表彰対象工事における 工事着手時 40 歳以下の技術者による施工
2 点	・表彰対象工事における 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用	—	・表彰対象工事における女性技術者による施工

※１ 下線部は令和５年度表彰から新規追加・改正した箇所

※２ 小数第１位以下は切り捨てる（例 87.5 点→87 点）

１ 技術向上分野

○ ICT 活用工事または簡易型 ICT 活用工事の実施

（１）共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「ICT 活用工事試行要領」に基づく、全ての段階で ICT 施工技術を活用する「ICT 活用工事」を実施した場合は 1 点、ICT 施工技術を部分的に活用することができる「簡易型 ICT 活用工事」を実施した場合は 0.5 点加点する。

なお、「ICT活用工事」「簡易型ICT活用工事」として費用を計上したかどうかは問わない。

(2) 提出書類

- ・ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施したことが確認できる検査結果通知書

(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)

- ・工種の着手前の施工計画書該当ページ(写)(表紙, 計画工程表, 指定機械, 主要船舶・機械, 施工方法, 施工管理計画, 起工測量に関する内容等)及び工事打合せ簿(写)
- ・実施状況が確認できる写真(各段階で2, 3枚程度), データ抜粋等

○広島県建設分野の革新技术活用制度※の登録技術の活用

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において活用したもの。
- ・広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術を活用した場合, 施工数量や施工金額を問わず, 2点加点する(複数の登録技術を活用した場合も最大2点)。

なお, 広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術を設計計上しているかは問わない。

(2) 提出書類

- ・広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術を活用したことが確認できる検査結果通知書

(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)

- ・施工計画書該当ページ(写)(表紙, 指定機械, 主要船舶・機械, 施工方法, 施工管理計画等)及び工事打合せ簿(写)
- ・実施状況が確認できる写真(2, 3枚程度), データ抜粋等

※広島県建設分野の革新技术活用制度:

令和4年4月19日付けで広島県長寿命化技術活用制度を広島県建設分野の革新技术活用制度に改正した。革新技术活用制度の技術の登録は, 令和4年10月を予定しており, それまでの期間は, 広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を加点対象とする。

2 地域維持分野

○地域維持業務の実施

(1) 共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において、昼夜問わず緊急対応が必要な広島県発注の地域維持業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務等）を履行した場合（履行期間に優良建設工事の引渡年度が含まれる）、表彰対象工事すべてを対象として1点加点する（複数工事が表彰対象の場合、それぞれの工事に加点する）。

(2) 提出書類

- ・最新の契約書（写）（表紙、業務内容が分かる内訳表等）
- ・実施状況が確認できる写真（2，3枚程度）

3 持続可能分野

○週休2日の完全実施または4週6休以上4週8休未満の実施

(1) 共通事項

ア 現場閉所による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、対象期間において、現場閉所日数が、4週8休相当以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）の場合は1点、4週6休以上4週8休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上28.5%未満）の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日モデル工事により設計変更したかどうかは問わない。

イ 各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）で従事する者は除く）（以下「技術者等」という。）の平均休日日数が、4週8休相当以上（休日率（技術者等の休日日数を対象期間で除した率）28.5%（8日／28日）以上）の場合は1点、4週6休以上4週8休未満（休日率21.4%（6日／28日）以上28.5%未満）の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日交替制モデル工事により設計変更したかは問わない。

(2) 提出書類

- ・4週8休相当以上又は4週6休以上4週8休未満を達成したことが確認できる検査結果通知書

（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり）

- ・（1）アの場合、工事着手までに発注者に提出した休日取得計画表及び工事打合せ（写）
- ・（1）アの場合、実績を記入した休日取得計画表及び工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施を発注者へ申し出を行った工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、実績を記入した休日取得状況表（週休2日交替制モデル工事様式）
- ・休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の写し

○建設キャリアアップシステムの活用

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、建設現場に建設キャリアアップシステムのカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理で「建設キャリアアップシステムの活用」をした場合に 0.5 点加点する。

(2) 提出書類

- ・事業者登録していることが分かる資料（事業者 I D 通知の写し等）
- ・カードリーダーの設置状況、使用状況が確認できる写真（2，3 枚程度）
- ・建設キャリアアップシステムから出力した帳票（表彰対象工事の作業員名簿、施工体制台帳等、システムを活用したことが分かる資料の中からいずれか 1 点）

○工事着手時 40 歳以下の技術者による施工

○女性技術者による施工

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・それぞれの項目ごとに加点し、工事着手時 40 歳以下の技術者による施工をした場合は 1 点、女性技術者による施工をした場合は 2 点加点する（1 工事最大 3 点）。
- ・工事着手時とは、工期の始期日のことである。

(2) 提出書類

- ・各技術者を配置したことが確認できる検査結果通知書
（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり）

- ・年齢や性別の要件が確認できる書類の写し

①健康保険証

②マイナンバーカード

③パスポート

④その他、公の機関が発行した書類

※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。

工事及び業務に係る生産性向上に資する取組について

工事及び業務に係る生産性向上に資する取組について

技術企画課
建設DX担当

工事及び業務の生産性向上の実現に向け、ICT活用工事の拡大、CIM推進モデル業務の拡大及びCIM活用工事の開始等の取組を進めています。

【取組内容】

1 ICT活用工事の拡大について【再掲】

(1) 対象工事の拡大

一定規模以上の土工及び舗装工は、発注者指定型、受注者希望型に加え、新たに導入する発注者指定（簡易）型の何れかで発注します（次の図を参考に発注型式を選定）。

なお、令和5年度以降は、順次、発注者指定型の拡大を行い、更なるICT活用工事の拡大を図ります。

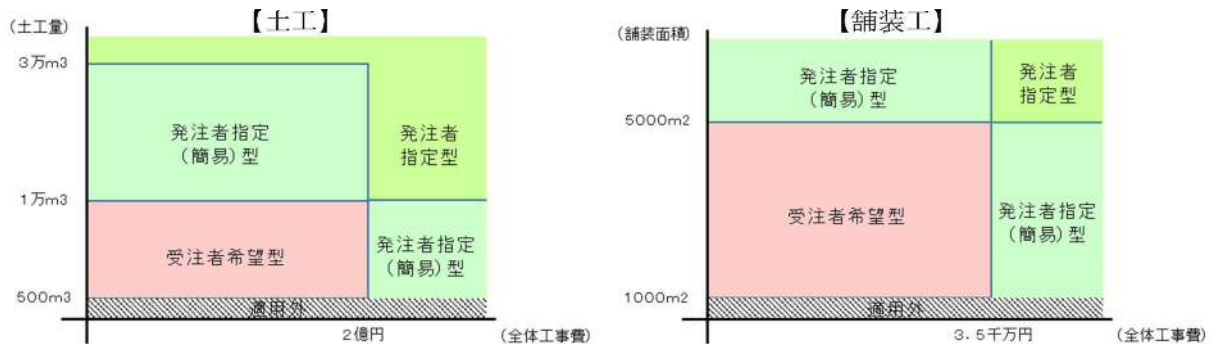


図 発注型式イメージ

(2) 適用工種の拡大

土工及び舗装工に加え、適用工種を次のとおり追加します。

また、関連工種となる作業土工（床掘）等も受注者からの提案（協議）により実施することを可能とします。

令和4年6月から開始する適用工種
法面工，舗装修繕工（切削オーバーレイ工），地盤改良工， 河川浚渫工（バックホウ浚渫船による浚渫工），構造物工（橋台，RC橋脚工）

2 CIM推進モデル業務の拡大及びCIM活用工事の開始について【再掲】

(1) CIM推進モデル業務

- ・「土工の3次元設計業務」について、ICT活用工事（土工）の推進を図るため、概ね500m³以上の土工を取り扱う業務を『発注者指定型』で発注します。
- ・「CIM活用業務」について、令和4年度に発注する橋梁，函渠，砂防堰堤などの主要な土木構造物の設計業務を対象に，設計業務件数の2割の実施を目指します。

(2) CIM活用工事

CIMモデルを活用した図面照査や施工計画の検討などを行う「CIM活用工事」の取組を開始します。

3 現場施工の効率化

設計，発注，材料の調達，加工，組立等の一連の生産工程や，維持管理を含めたプロセス全体の最適化を図るため，設計段階においてコンクリート構造物の比較案にプレキャスト工法等を加えるとともに，施工段階においてもプレキャスト製品を使用する等の取組を推進しています。

4 遠隔臨場やW e b会議システム等の活用

受発注者双方の業務効率化等を図ることを目的として，次の取組を推進しています。

(1) 遠隔臨場

土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象として，受注者が希望する場合には，遠隔臨場を実施できることとしています。

～建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（令和3年9月22日制定）～

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/file/enkaku.pdf>

(2) W e b会議システム等の活用

土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象として，W e b会議システム等を活用した検査及び打合せを推進しています。

広島県長寿命化技術活用制度に係る技術の登録について

広島県長寿命化技術活用制度に係る技術の登録について

広島県長寿命化技術活用制度について

- 広島県では、老朽化が進む公共土木施設を適切に維持管理していくため、計画的な修繕に加え、維持管理に係るコスト縮減を図るなど、様々な取組を進めています。
- コスト縮減策の一つとして、民間等から施設の長寿命化に資する技術を募集し、登録を行う「広島県長寿命化技術活用制度」を平成26年度に創設し、県内の公共事業での活用を推進しています。
- 「広島県長寿命化技術活用制度」では、点検・診断・モニタリングの効率化技術、既設構造物の長寿命化を図る補修・補強技術等の公共土木施設の長寿命化に資する技術を登録しており、現在**75技術**が登録されています。
- 登録技術の概要等については、広島県ホームページで公表しています。



～広島県長寿命化技術活用制度～

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/tyoujumyokagijyutukatsuyouseido.html>

技術区分	登録数 [R3年度当初]	登録数 [R4年度当初]	評価区分			評価 区分	区分の考え方	登録 期間
			区分3 (うち推奨技術)	区分2	区分1			
点検・診断・モニタリングの 効率化技術	6	6	4(1)	2	0	区分1	開発・改良支援技術 (公共土木施設の長寿命化に 役立つと見込まれる県内技術)	3年
建設時・更新時に 長寿命化を図る技術	32	39	28(10)	11	0	区分2	試験施工で効果を確認することが 必要な技術	3年
既設構造物の長寿命化を 図る補修・補強技術	32	30	22(11)	8	0	区分3	活用促進を図る技術	3年
合 計	70	75	54(22)	21	0		推奨技術 (活用の効果が優れた技術)	5年

登録技術の活用にあたって

(建設コンサルタント関係)

設計業務等共通仕様書に次のとおり定めていますので、登録技術を比較検討の対象としてください。

【設計業務等共通仕様書（令和3年8月）広島県 第1209条（抜粋）】

12 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等、広島県長寿命化技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

(建設工事関係)

工事の総合評価落札方式において、過去2年間に登録技術の活用実績がある場合、評価項目として1点加点します。また、優良建設工事等表彰において、県が引渡しを受けた工事で登録技術を活用した場合、令和5年度表彰から1点を2点加点に変更しました。

- 引き続き、現場の適用条件等を考慮したうえで、登録技術の積極的な活用をお願いします。
- 令和4年度に改正した「広島県建設分野の革新技术活用制度」において登録される技術についても、これらの取組を継続する予定です。

広島県建設分野の革新技術活用制度について

広島県建設分野の革新技术活用制度について

- 広島県では、建設分野における担い手不足などの様々な課題に対応するため、「広島県長寿命化技術活用制度」を「**広島県建設分野の革新技术活用制度**」に改正しました（令和4年4月）。
- 新たな制度では、公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階において、施設の長寿命化技術に加え、**インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技术を募集・登録・活用**していきます。
- 「広島県建設分野の革新技术活用制度」の概要については、広島県ホームページで公表していますので、**積極的な登録申請**をお願いします。

～広島県建設分野の革新技术活用制度～

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/kensetsubunyanokakushingi_jutsu.html



部門	対象技術	具体例
長寿命化部門	ライフサイクルコストの縮減など、施設の長寿命化に資する技術	・ 高強度で高耐久性のグレーチング製品 ・ 耐凍害性等を向上したプレキャスト製品 ・ コンクリート構造物の鉄筋腐食を抑制する技術 ・ 鋼構造物の防錆性や耐塩害性等の向上を可能にした防食塗装 など
効率化部門 【新設】	建設工事等の省人化・省力化や工期短縮など、インフラ整備等の効率化に資する技術	・ プレキャスト化技術を活用して砂防ダムや橋梁等の構造物を築造する技術 ・ 3次元データを活用して施設の変状を確認する技術 ・ UAVを活用して施設点検を行う技術 ・ 3Dプリンターを活用して構造物を築造する技術 など
高度化部門 【新設】	施設の点検・診断、データの分析など、インフラ整備等の高度化に資する技術	・ カメラ画像等をAIにより解析する技術 ・ 蓄積された振動などのセンサーデータを分析し、構造物の劣化予測を行う技術 ・ センサーデータを活用した電気・機械設備等の施設運用技術 ・ カーボンニュートラルの推進に向けた、環境への負荷を低減する工法・製品 など

(募集・登録のスケジュール)

令和4年									令和5年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
技術募集(随時)												
				審査期間 (第1期)		公表				審査期間 (第2期)		公表
						革新技術の活用・試行						

建設発生土の処分及び処理土の利用について

建設発生土の処分及び処理土の利用について

1 趣旨

広島県が発注する建設工事に伴って発生する建設発生土の更なる有効活用を推進するため、建設発生土の処分方法及び処理土（改良土を含む。以下同じ。）の利用方法を改正する。

2 建設発生土の処分方法の流れ（下線部が改正点）

（1）現場内利用の推進

県が発注する建設工事では、まずは現場内での利用を推進し、建設発生土の搬出量を抑制する。

（2）他の公共工事等への流用

現場外への搬出が必要な場合には、他の公共工事やストックヤード等への工事間流用を行う。

また、県土砂条例の埋立行為の許可等を受けており、無償で建設発生土を受け入れ可能な民間工事を募集・登録し、当該民間工事と受入条件が整った場合には工事間流用を行う。

（3）公の関与する埋立地、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地への搬出

公共工事等への流用が困難な場合には、公の関与する埋立地又は建設発生土処分先一覧表に掲載された施設（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）の中から選定した施設へ搬出する。

ただし、建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設のうち、一時堆積を行う施設については、令和5年9月末までの掲載（申請受付は令和4年7月末まで）とし、以降は搬出先として利用しない。

3 処理土の利用方法の流れ（下線部が改正点）

（1）現場内利用の推進

まずは現場内での利用を推進し、他現場からの建設発生土の搬入量を抑制する。

（2）他の公共工事等からの流用

現場内利用で不足が生じる場合には、他の公共工事やストックヤード等からの工事間流用を行う。

（3）建設発生土リサイクルプラントからの処理土の利用

他の公共工事等からの流用が困難な場合には、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造する処理土の中から、要求品質を満足する処理土を利用することを原則とする。

ただし、半径50km以内に処理土を製造する建設発生土リサイクルプラントがない場合などは、新材の利用も可能とする。

4 施行期日

令和4年6月1日に要領等を制定・改正し、それ以降に指名・公告する工事から実施

5 今後の改正予定

建設工事から発生する建設発生土の最終処分量の抑制に向けて、引き続き制度改正を進めていく。

また、盛土等による災害防止の観点から、改正が見込まれる「宅地造成及び特定盛土等規制法」を踏まえ、建設発生土リサイクルプラントなどの施設管理の強化等に向けて、制度改正を進めていく。なお、建設発生土処分先一覧表の掲載申請については、令和5年度から紙媒体による受付を廃止し、広島県電子申請システムによる受付を開始する予定である。

再生資源利用促進計画書・実施書について

再生資源利用促進計画書・実施書について

広島県では、請負代金額100万円以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出することとしています。

また、再生資源利用促進計画を作成した工事は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出することとしています。

計画書・実施書作成時の留意点

計画書・実施書の作成時に、コードの選択ミスが散見されています。

事業者の皆様におかれましては、計画書・実施書の作成時に次の点にご留意いただきますようお願いいたします（詳細は別紙参照）。

1 「施工条件の内容」欄

広島県では、前頁の「建設発生土の処分及び処理土の利用について」のとおり、公共工事等への流用が困難な場合には、公の関与する埋立地又は建設発生土処分先一覧表に掲載された施設へ搬出することとしており、これは「指定処分A」に該当します。

工事の特記仕様書等において、これらの施設への搬出を指定されている場合は、

「**A 指定処分（発注時に指定されたもの）**」を選択してください。

なお、県発注工事では「B 指定処分」や「自由処分」は、原則使用していません。

2 「搬出先の種類コード」欄

建設発生土処分先一覧表に掲載された施設には、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地、建設発生土受入地（一時堆積）の3種類があります。

それぞれの施設に応じて、次のとおり選択してください。

◆ 建設発生土リサイクルプラントへ搬出する場合、

「**4. 土質改良プラント**」

◆ 建設発生土受入地へ搬出する場合、事業者を受入地の建設目的を確認し、

① 農地転用など、再利用を目的とした受入地の場合

「**2. 他の工事現場（内陸）**」

② 建設発生土処分場の建設など、最終処分を目的とした受入地の場合

「**10. 土捨て場・残土処分場**」

◆ 建設発生土受入地（一時堆積）へ搬出する場合、

「**5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）**」

◆ 公の関与する埋立地へ搬出する場合、

「**2. 他の工事現場（内陸）**」 または 「**3. 他の工事現場（海面）**」

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率					
		用途 コード *10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	減量 法 コード *11	③減量化量 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件の 内容 コード *12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離 *13	搬出先 の種類 コード *13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源 利用促進量 小数点第三位まで	②+③+⑤ ① (%)			
特定建設副産物	コンクリート塊	0.000	トン				搬出先1													
	建設発生木材A (注:ボードなど本質材料が廃棄物となったもの)	0.000	トン				搬出先2													
	アスファルト・コンクリート塊	0.000	トン				搬出先1													
	その他がれき類	0.000	トン				搬出先2													
	建設発生木材B (立木、断端材などが廃棄物となったもの)	0.000	トン				搬出先1													
	建設汚泥	0.000	トン				搬出先2													
	金属くず	0.000	トン				搬出先1													
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン				搬出先2													
	廃プラスチック (単独包装材を除く)	0.000	トン				搬出先1													
	廃石膏ボード	0.000	トン				搬出先2													
建設廃棄物	紙くず	0.000	トン				搬出先1													
	アスベスト (飛散性)	0.000	トン				搬出先2													
	その他の分別された廃棄物	0.000	トン				搬出先1													
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン				搬出先2													
	第一種建設発生土	2,300,000	地山m ³	4.その他	0.000	地山m ³	搬出先1	●●株式会社リサイクルセンター	民間	A指定処分	島市中区基町	34101	5[km]	4.改フラ	1,000,000	地山m ³	地山m ³	0.000	トン	0 %
	第二種建設発生土	3,200,000	地山m ³	4.その他	0.000	地山m ³	搬出先2	▲▲株式会社受入地	民間	A指定処分	島市中区基町	34101	10[km]	10.土捨場	1,300,000	地山m ³	地山m ³	0.000	トン	43 %
	第三種建設発生土	0.000	地山m ³				搬出先1	株式会社■■受入地(一時堆積)	民間	A指定処分	島市中区基町	34101	15[km]	15.仮置場	1,500,000	地山m ³	地山m ³	2,300,000	トン	100 %
	第四種建設発生土	0.000	地山m ³				搬出先2	公の関与する埋立地A	民間	A指定処分	島市中区基町	34101	20[km]	2.他工事陸	1,700,000	地山m ³	地山m ³	0.000	トン	0 %
	資源土以外の更土	0.000	地山m ³				搬出先1													
	浸漬土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m ³				搬出先2													
合 計	5,500,000	地山m ³												5,500,000	地山m ³	0.000	地山m ³	2,300,000	トン	76 %

「A指定処分」を選択してください。

建設発生土リサイクルプラントへ搬出
⇒ 4. 土質改良プラント

建設発生土受入地へ搬出
⇒ 10. 土捨場・残土処分場 または
2. 他の工事現場(内陸)
※事業者事前に確認すること

建設発生土受入地(一時堆積)へ搬出
⇒ 5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)

公の関与する埋立地
⇒ 2. 他の工事現場(内陸) または
3. 他の工事現場(海面)

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単独焼却)

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がない場合)
7.環状・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
10.土捨場・残土処分場

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記)
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

建設業者等に対する雇用助成関係事業について

令和4年度 建設技術者等雇用助成事業 のご案内

県民の安全安心を守るための防災減災対策推進のため、県内建設業者において工事を着実に実施していけるよう不足している建設技術者等の確保するため、助成金を支給します。

年間総支給額	助成対象期間	支給単位
60万円 (50万円)	最長1年間 令和6年3月実績まで	3か月毎

※()は中小企業(資本金もしくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者300人以下の企業)以外の企業に対する支給額です。

○申請できる建設業者

以下の条件を満たすことが必要です。

- 1 広島県の入札参加資格において、土木一式又はとび・土工・コンクリートの認定を受けていること。
- 2 主たる営業所を県内に有すること。
- 3 助成金支給のための要件を満たす労働者を1年以上継続して雇用する意思があること。
- 4 県税の滞納がないこと。

○助成対象となる技術者等

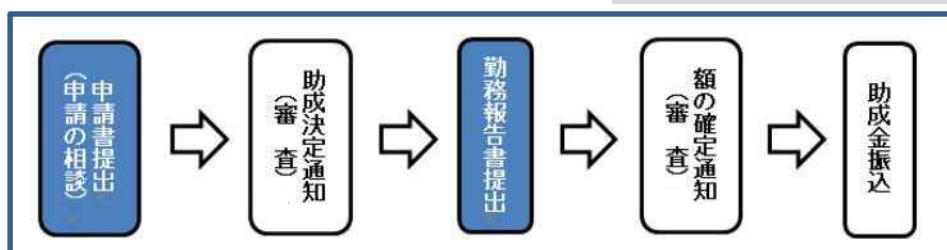
雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用されていないこと。
- 2 住所に応じて、次のいずれかに該当すること。(いずれの場合も新規卒業者を除く。)
 - (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県外に継続して住所を有していた者で、かつ、申請者に雇用されることを目的に、広島県に転入をしたこと。ただし、転入することなく、雇用契約を証する書類に記載の就業の場所へ通勤可能である場合を除く。
 - (2) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内に継続して住所を有していた者で、かつ、建設業以外の業種から転職又は就職し、申請者に雇用されること。
- 3 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。ただし、満年齢60歳以上の者については、厚生労働省が所管する特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者を除く。
- 4 次のいずれかの資格を有していること。
 - (1) 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の主任技術者の要件を満たす者
 - (2) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者(雇入れ日から6か月以内に取得した者を含む。)
 - (3) 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育修了者で、かつ、雇入れ日から6か月以内に(2)の資格を取得する者
- 5 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の適用があること。
- 6 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

○助成対象となる雇用開始期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに雇用された技術者が対象

○手続きの流れ(着色部が、申請者が行う手続き) ※申請は雇入れから3か月以内



【参考】

○ 建設技術者等(緊急)雇用助成金事業 支給決定件数

42 社 71 名（令和 4 年 3 月 15 日現在）

○ こんな技術者等に対して助成金を支給しています。

- ・ 運送業からの転職者(30 代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了
- ・ 他県建設業者から転職した一級土木施工管理技士(50 代)
- ・ 雇用保険給付期間終了後の採用者(40 代)で車両系資格保有者
- ・ 製造業から転職した車両系資格保有者(20 代)
- ・ 公務員から転職した一級土木施工管理技士(30 代)
- ・ 医療事務を退職し、車両系資格を取得後の採用者(30 代)
- ・ 飲食業アルバイトからの転職者(20 代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了

県内他業種からの雇入れ等でも、雇入れ後半年以内に運転技能講習を修了することにより、現場での即戦力として活躍しています。

また、県外居住者であっても、通勤可能である場合は県内への転居が必須ではありません。

【ホームページ】

詳しい手続き方法・必要書類については、広島県ホームページをご覧ください。

トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 建設産業課

> 建設技術者等雇用助成事業について【令和 4 年度】

アドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/shinjoseikin.html>

QRコード



【問い合わせ先及び申請先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 （広島県庁北館 6 階）

TEL:082-513-3822 FAX:082-223-3593 Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策 建設労働者雇用促進事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給要綱に基づき助成金を支給します。

支給額	助成対象期間	支給単位
120 万円 20 万円 × 3 カ月 × 2 期	最長 6 カ月 令和 5 年 3 月実績まで	3 か月毎

○申請できる建設業者

助成金支給のための要件を満たす労働者を 3 か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者として、

- 1 令和 3 年度及び令和 4 年度において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの。
- 2 令和 3 年度及び令和 4 年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの。
- 3 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去 5 年以内に下請負人としての実績を有する者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの。
- 4 広島県が発注した測量、建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去 5 年以内に再委託人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの。

○対象労働者

雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1 雇入れ日の前日までの 6 か月間、広島県内の建設業者に雇用（広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。）されていないこと。
- 2 雇入れ日現在の満年齢が 70 歳未満であること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。
- 4 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者（ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。）であり、原則、雇用期間の定めのないこと。
- 5 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であること。

○助成対象となる雇用開始期間

令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に新たに雇用された労働者が対象です。

【お問い合わせ先及び申請先】

広島県 土木建築局 建設産業課 入札制度グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 （広島県庁北館 6 階）

TEL:082-513-3821 FAX:082-223-3593 Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

詳しくはこちら：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/kensetsu-support.html>

広島県アダプト制度について

広島県アダプト制度について

土木建築局道路河川管理課

1 アダプト制度とは

「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、地域住民・企業等が中心となって道路・河川・公園等の公共施設を清掃・緑化等を通じてわが子のように面倒を見ていく活動を行い、公共施設の管理者は、看板の設置、保険加入等の必要な支援をしながら、官民協働によるまちづくり、施設の維持・管理、公共空間の環境美化等を推進していく制度です。

2 広島県アダプト制度について

県では、県管理の道路及び河川にアダプト制度を導入しています。

(1) マイロード・システム（認定団体数 717 団体：令和 3 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃，美化等を行う団体，企業，個人等をマイロード団体として認定し，その活動をバックアップすることにより，住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において，県の管理する道路 100 メートル以上の活動であること。
- ・ 道路敷の清掃・除草，その他道路環境を改善する活動を行う団体，企業，個人などであること。

(2) ラブリバー制度（認定団体数 445 団体：令和 3 年 12 月現在）

ボランティア活動として，県の管理する一級河川・二級河川の清掃，美化等を行う団体，企業，個人をラブリバー団体として認定し，その活動をバックアップすることにより，住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において県の管理する一級河川，二級河川における 50 メートル以上の活動であること。
- ・ 河川敷の清掃・除草，その他河川環境を改善する活動を行う団体，企業，個人などであること。

3 行政の支援内容

(1) 県の支援内容

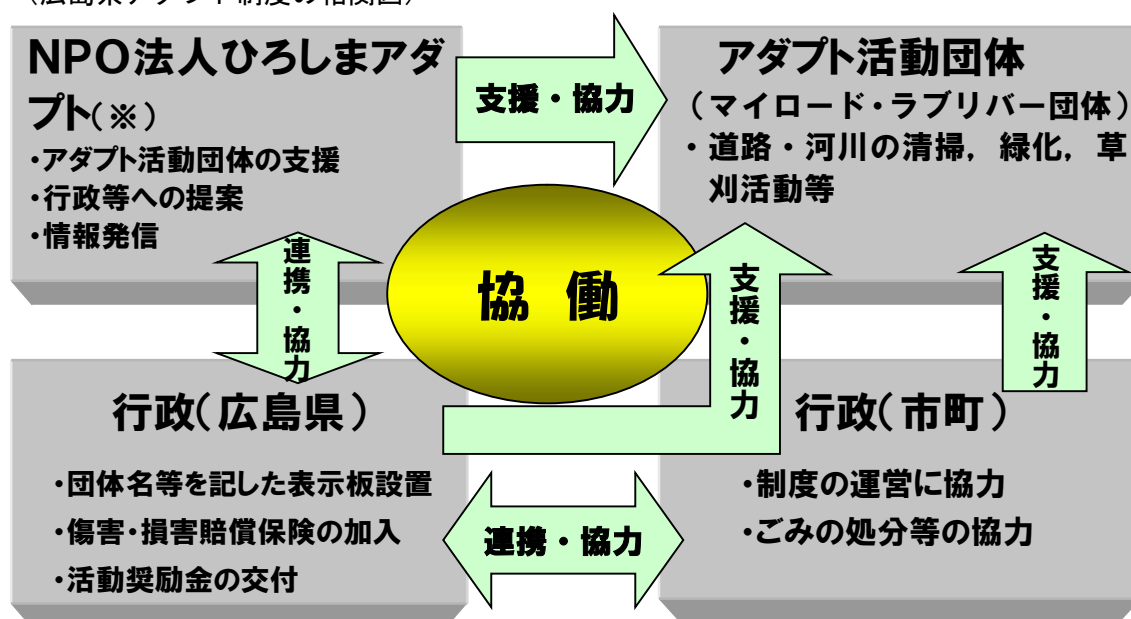
- ・ 表示板の設置
- ・ 傷害・損害賠償保険の設定
- ・ 活動費の一部支援

（令和 2 年度実績：472 団体，奨励金総額 ， 22,709 千円）

(2) 市町の支援内容

- ・ 回収ゴミの受け入れ

(広島県アダプト制度の相關図)



※県内のアダプト活動の推進・支援等を目的に、行政と民間の中間支援組織として設立されたNPO法人。

(アダプトに関する問い合わせ先)

広島県土木建築局 道路河川管理課 Tel (082) 513-3903

または最寄りの広島県各建設事務所(支所)へ

広島県西部建設事務所 管理第一課 Tel (082) 250-8150

管理第二課 Tel (082) 250-8157

広島県西部建設事務所呉支所 管理課 Tel (0823) 22-5400

広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 Tel (0829) 32-1141

広島県西部建設事務所安芸太田支所 管理用地課 Tel (0826) 22-0541

広島県西部建設事務所東広島支所 管理課 Tel (082) 422-6911

広島県東部建設事務所 管理課 Tel (084) 921-1311

広島県東部建設事務所三原支所 管理課 Tel (0848) 64-4263

広島県北部建設事務所 管理課 Tel (0824) 63-5181

広島県北部建設事務所庄原支所 管理用地課 Tel (0824) 72-2015